

第1章 災害応急対策計画の基本方針等

第1節 災害応急対策計画の基本方針

第2節 市民に期待する行動

第1節 災害応急対策計画の基本方針

1. 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害に対して、市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市は、災害が発生し又は災害の発生する恐れがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

2. 県への支援要請

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市があたる。しかしながら、市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合、市が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県に対し、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等、市の対応能力を確保するための支援を要請する。

3. 災害時要援護者に配慮した災害応急対策の遂行

本市は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、身体障がい者（児）、妊産婦、外国人等の災害時要援護者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、市、県、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4. ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、避難場所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市は、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット（市役所ホームページや、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、

その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、災害による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1. 家庭

1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れの恐れ、洪水に関する情報等）に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようなしておくとともに、地域での防災訓練に参加し、避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

4) 的確な防災機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生の恐れがあると判断した場合、また、消防本部（署・所を含む。以下同じ。）、警察署（幹部交番・駐在所）等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに市、消防本部、警察署（幹部交番・駐在所）等の防災機関に問い合わせることは、防災機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2. 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。また、避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難場所の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

2) 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

3) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力

を行う。

4) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

5) 近所の高齢者、身体障がい者（児）等災害に弱い人達への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、ひとり暮らし等）、身体障がい者（児）など災害に弱い人達の、避難、初期消火等の援助に努める。

6) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署（幹部交番・駐在所）等に速やかに通報する。

3. 企業・事業所

1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力をを行う。

3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

4) 地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4. 災害対応職員の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

【災害時の安全確認方法の例】

- ・災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- ・携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- ・「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かつての電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第2章 活動体制の確立に関する計画

- 第1節 災害対策本部組織計画
- 第2節 動員配備計画
- 第3節 通信連絡手段の確保計画
- 第4節 気象予報・警報等伝達計画
- 第5節 被害情報等収集伝達計画
- 第6節 災害救助法適用計画
- 第7節 広域応援要請計画
- 第8節 自衛隊災害派遣要請計画
- 第9節 技術者、技能者及び労働者の確保計画
- 第10節 ボランティアとの連携計画
- 第11節 帰宅困難者対策
- 第12節 応急対策用資機材等調達供給計画
- 第13節 交通確保計画
- 第14節 緊急輸送計画
- 第15節 災害広報計画

第1節 災害対策本部組織計画

《 基本方針 》

本市の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生する恐れがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「由布市災害対策本部条例」（平成17年10月1日 条例第16号）により「由布市災害対策本部」（以下「市災害対策本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたるものとする。

第1項 災害対策本部組織計画

1. 市災害警戒準備室

気象台から大雨・洪水の警報が発表される等災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部等を設置するに至らないときは、“防災安全課、各振興局地域振興課”職員等により災害警戒準備室の体制をとる。

2. 市災害対策警戒本部

気象台から大雨・洪水の警報が発表される等相当規模の災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が市災害対策本部を設置するに至らないときは、総務部長を本部長とし、“総務部、技術部、救援部”職員等により災害対策警戒本部の体制をとる。

3. 市災害対策本部

市災害対策本部の機構及び運営等に関する必要事項については、「市災害対策本部条例」及び「市災害対策本部運営要領」、「市災害対策各支部運営要領」に定めるところによる。

- 参考資料編 風応 2.1.1(1) 「由布市災害対策本部条例」
- 参考資料編 風応 2.1.1(2) 「市災害対策本部運営要領」
- 参考資料編 風応 2.1.1(3) 「市災害対策各支部運営要領」

4. 市現地災害対策本部

災害発生の際に地域が限定される場合においては、現地災害対策本部を設置することができる。現地災害対策本部の体制は、市災害対策本部に準ずる。

1) 市災害対策本部の設置及び廃止

市災害対策本部は、次の基準に達したとき市長が設置・閉鎖する。

《 市災害対策本部の設置基準 》
暴風雨、その他大雨、洪水等の気象警報が発令され、かつ重大な災害の発生が予想されるとき
大規模な地震、豪雨、土石流、その他これらに類する異常な自然災害により、市域内又は一部の地域に重大な災害が発生したとき
土砂災害警戒情報が発表されたとき
火災、爆発、その他これらに類する事故により、市域内又は一部の地域に重大な災害が発生したとき
その他災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合、特に強力かつ総合的な災害の予防及び対策を必要とするとき

《 市災害対策本部の廃止基準 》
市内において災害発生のおそれが解消したとき
災害応急対策が概ね完了したとき
その他本部長（市長）が適当と認めたとき

2) 市災害対策本部開閉の通知

本部長は、本部を設置または廃止したとき、速やかに関係機関に通知及び公表する。

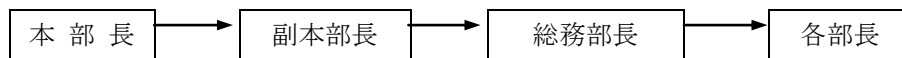
通知または公表先	担当部班	通知または公表の方法
本部構成員	総務班	地域防災無線、庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
地区本部	総務班	県防災行政無線、電話、その他迅速な方法で通知
県及び関係機関	総務班	県防災行政無線、電話、その他迅速な方法で通知
一般市民	集計速報班	防災行政無線、広報車等により広報

3) 本部会議の開催

本部会議は、本部員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。

3. 意思決定権者代理順位

市災害対策本部の設置後、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合においては、下記の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合において、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

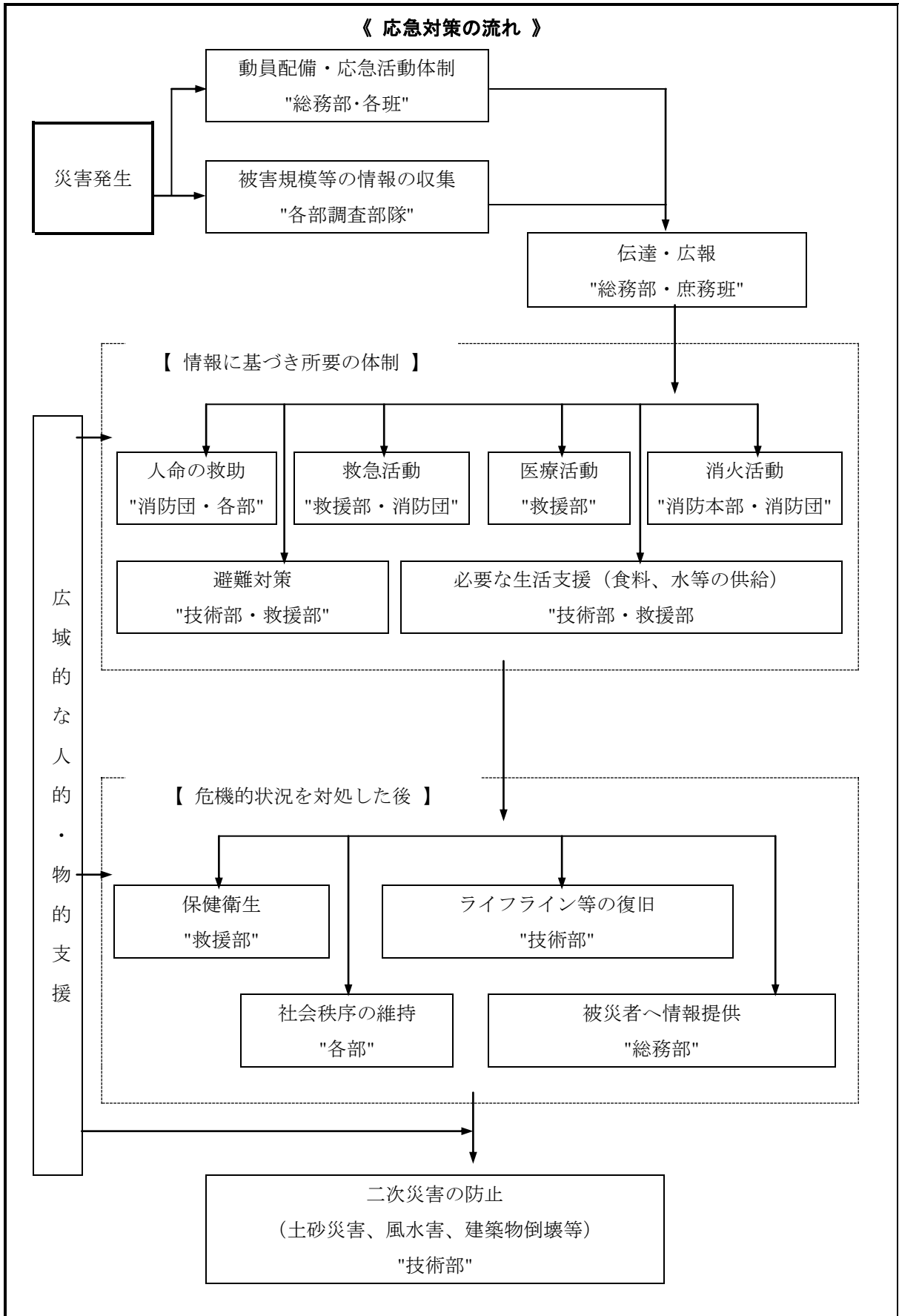


4. 市災害対策本部の組織及び事務分掌

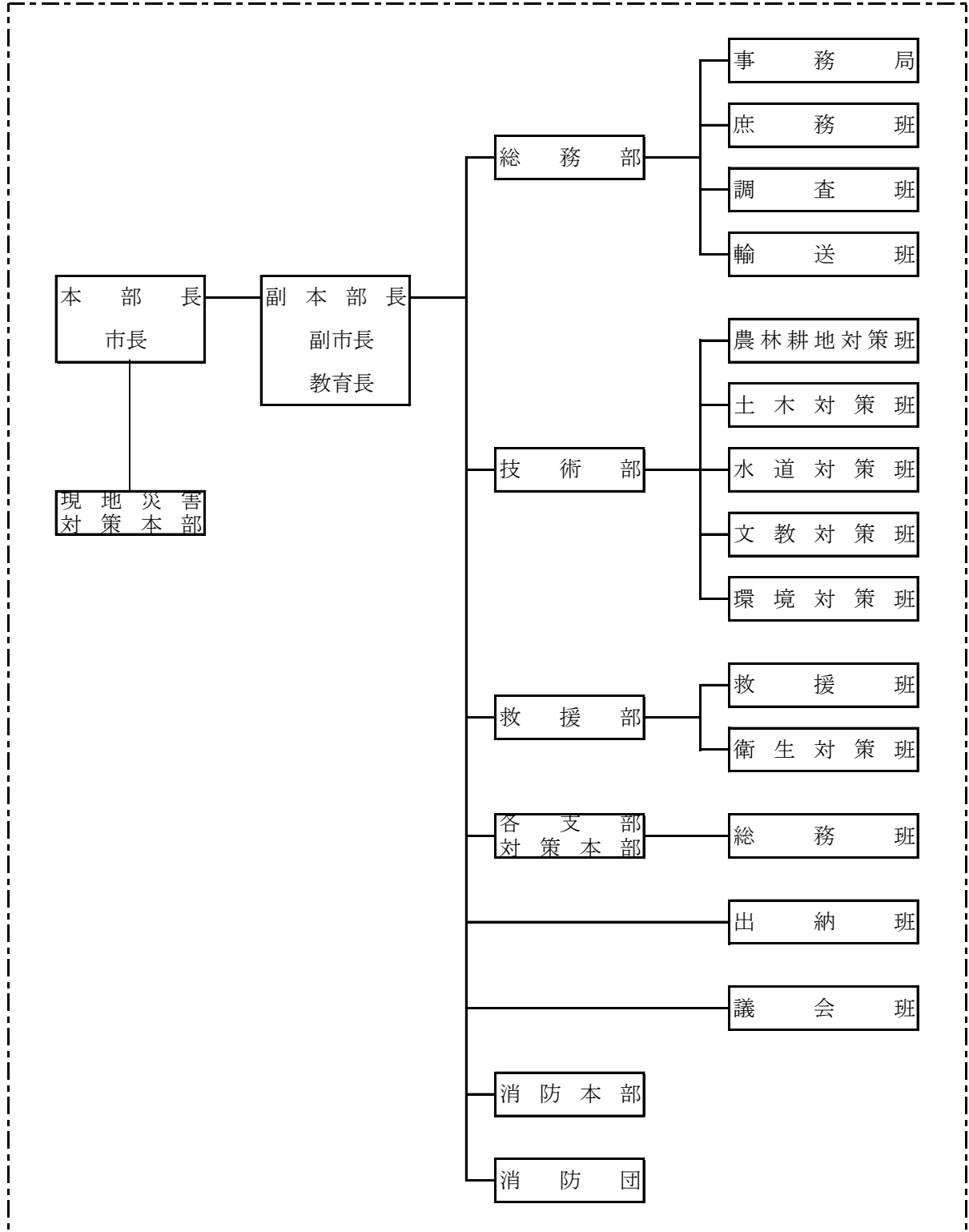
市災害対策本部は、由布市の地域において災害が発生し、または発生する恐れがある場合に市長がこれを設置する。市災害対策本部は市長を本部長、副市長を副本部長とし、そのもとに部長、班長並びに班員を配備し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

5. 本部職員の標識

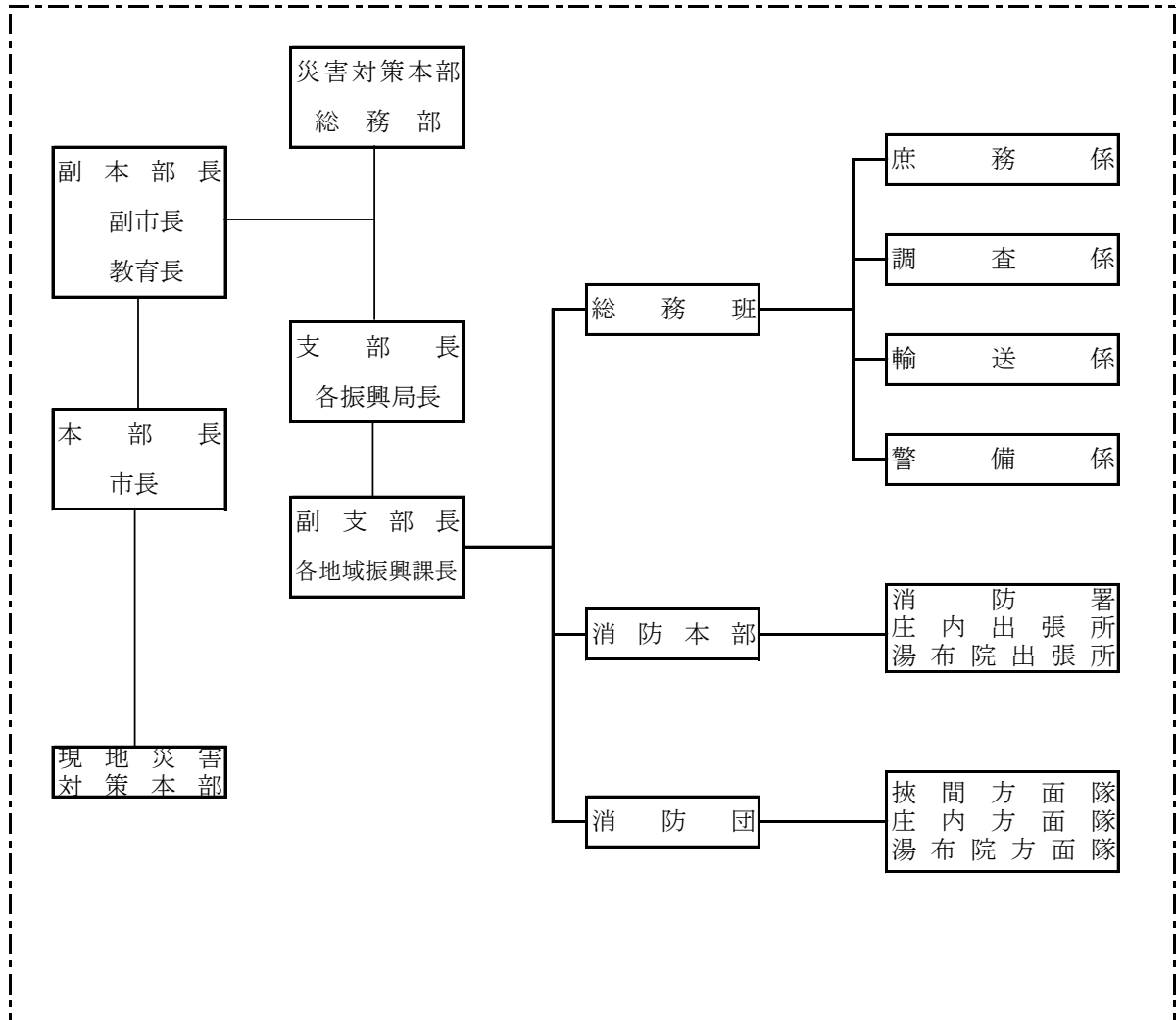
災害応急措置に従事する職員は、由布市災害対策本部と明記した腕章をつける。



■由布市災害対策本部組織図



■由布市各支部災害対策本部組織図



由布市災害対策本部 部及び班の事務分担表

総務部

事務局（防災安全課）

- (1) 災害対策本部の設置及び解散に関すること。
- (2) 本部の会議及び由布市防災会議に関すること。
- (3) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。
- (4) 大分県災害対策本部及びその他関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 各支部との連絡調整に関すること。
- (6) 災害救助法の適用に関すること。
- (7) 消防団の非常招集及び配置運営に関すること。
- (8) 自衛隊派遣要請に関すること。
- (9) 災害日誌に関すること。
- (10) 県への速報及び報告連絡に関すること。
- (11) 気象情報等の受理及び通報に関すること。

庶務班（総務課 人事職員課 財政課 総合政策課）

- (1) 災害対策本部長及び災害対策副本部長の秘書に関すること。
- (2) 災害見舞者の応接に関すること。
- (3) 災害対策に係る予算措置に関すること。
- (4) 災害に伴う財政計画及び財政に関する関係機関との連絡に関すること
- (5) 職員の動員及び配備計画に関すること。
- (6) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (7) 応援班の要請に関すること。
- (8) 災害情報の市民への広報に関すること。
- (9) 報道機関に対する情報の発表及び連絡に関すること。
- (10) 他の公共団体の応援要請に関すること。
- (11) 災害時における国道、県道及び市道の情報収集並びに関係交通機関との連絡に関すること。
- (12) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関すること。
- (13) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関すること。
- (14) 被害の把握に関する各部との連絡に関すること。
- (15) 他の班に属さないこと。

調査班（税務課 契約管理課 収納課）

- (1) 各支部被害状況調査のとりまとめに関すること。
- (2) 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめに関すること。
- (3) 庁舎の応急対策に関すること。
- (4) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
- (5) 建物の被害調査に関すること。（災害救助法適用に必要な災害調査を含む。）

- (6) り災証明(火災に係るものを除く。)の発行に関する事。
- (7) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事。
- (8) 緊急物品の購入に関する事。
- (9) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関する事。

輸送班(市民課 人権同和対策課 監査選管事務局)

- (1) 救援物資の輸送に関する事。
- (2) 各班の援助に関する事。
- (3) その他輸送に関する事。

技術部

農林耕地対策班(農政課 農業委員会)

- (1) 農作物、畜産関係、林業関係等の被害調査及びその応急対策並びに復旧に関する事。
- (2) 農地、農業用施設、ため池等の被害調査及びその対策に関する事。
- (3) 農林関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関する事。
- (4) 林道の被害調査及びその応急対策に関する事。
- (5) 里道、水路等の法定外公共物(農政課の所管に係るものに限る。)の被害調査及びその対策に関する事。
- (6) 農作物、農業用資材及び林業用施設関係の応急対策及び復旧に関する事。
- (7) 農協等との連絡調整及び協力要請に関する事。
- (8) り災農林漁業者への応急融資に関する事。
- (9) 災害融資に伴う被害証明に関する事。
- (10) 市有農林水産関係施設の被害調査及びその対策に関する事。
- (11) その他農林耕地関係について必要な事。

土木対策班(建設課 都市景観推進課)

- (1) 道路、橋りょう、河川、がけ崩れ等の被害状況調査、応急対策及び復旧に関する事。
- (2) 市道の障害物の除去に関する事。
- (3) 水防に関する事。
- (4) 河川、水路等の水位の通報及び監視並びに警戒に関する事。
- (5) 河川、水路の漂流物の保管に関する事。
- (6) 里道、水路等の法定外公共物(建設課の所管に係るものに限る。)の被害調査及びその対策に関する事。
- (7) 土木関係被害調書の作成、被害写真の収集及び被害図の作成に関する事。
- (8) 交通安全対策の情報収集及び交通規制等の応急交通対策に関する事。
- (9) 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事。
- (10) 市有建築物の被害状況の収集及びその対策に関する事。
- (11) 応急仮設住宅の建設及び設備の応急修理に関する事。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第1節 災害対策本部組織計画

- (12) 応急仮設住宅入居者の選考及び仮設住宅の管理に関すること。
- (13) 建築物の被災調査に関すること。
- (14) 被災者の住宅、建築相談に関すること。
- (15) 災害復興住宅の認定に関すること。
- (16) 災害復興融資貸付に伴う現場審査に関すること。
- (17) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金の融資に関すること。
- (18) 応急資材の備蓄に関すること。
- (19) 堆積土砂の排除処理に関すること。
- (20) その他土木関係について必要なこと。

水道対策班（水道課）

- (1) 水道施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 非常用飲料水の給水に関すること。
- (3) その他水道関係について必要なこと。

文教対策班（教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課 学校給食センター）

- (1) 学校教育施設の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (2) 社会教育施設及び文化財関係の被害状況調査、応急対策及び復旧に関すること。
- (3) 教育委員会所管の施設の供与及び管理に関すること。
- (4) 教育委員会所管の調整及び事務に関すること。
- (5) 教育緊急物品の調達に関すること。
- (6) 教育委員会所管の避難所開設の協力に関すること。
- (7) 児童及び生徒の避難に関すること。
- (8) り災児童及び生徒に対する教科書並びに学用品の支給に関すること。
- (9) 児童及び生徒の保護並びに学校給食に関すること。
- (10) その他文教関係について必要なこと。

環境対策班（環境課 商工観光課）

- (1) 防疫計画の作成及び実施に関すること。
- (2) ゴミ、し尿処理等清掃計画の作成及び実施に関すること。
- (3) 死体の捜索及び収容並びに埋葬に関すること。
- (4) 雇入れ労働者の確保及び配置に関すること。
- (5) 有害物質の性状検知及び発生源の探究に関すること。
- (6) 水質汚濁等の公害に係る調査及び防止対策に関すること。
- (7) 商工業施設、観光施設の被害調査及びその対策に関すること。
- (8) 中小企業の災害復旧資金の融資に関すること。
- (9) 外国人への広報活動及び情報収集に関すること。

救援部

救援班（福祉対策課 子育て支援課）

- (1) 避難計画の作成並びに避難場所の指定及び誘導に関すること。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第1節 災害対策本部組織計画

- (2) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
- (3) 避難所等に勤務する職員の動員に関すること。
- (4) 避難所等との連絡調整に関すること。
- (5) 食糧衣料供給計画の作成及び実施に関すること。
- (6) 身元不明者に対する措置に関すること。
- (7) ボランティアの募集、受付、管理及び派遣調整に関すること。
- (8) 登録済みのボランティアの派遣調整に関すること。
- (9) 福祉施設の被害状況の収集及び応急対策に関すること。
- (10) 災害時要援護者の支援に関すること。
- (11) 救護活動に関すること。
- (12) 福祉施設の被害状況調査及び連絡に関すること。
- (13) 福祉施設入所者の援護に関すること。
- (14) 医療機関の被害調査及びその対策並びに連絡調整に関すること。
- (15) 義援金の配分に関すること。
- (16) 救援物資の調達及び配分計画に関すること。
- (17) 災害弔慰金及び災害傷害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。
- (18) 災害見舞金に関すること。
- (19) 義援物資の受入れ及び配分に関すること。
- (20) り災者の生活必需品等救援物資の給与又は貸与に関すること。

衛生対策班（健康増進課 保険課）

- (1) 避難所における避難者の健康管理に関すること
- (2) 医療及び助産に関すること。
- (3) 感染症の予防に関すること。
- (4) 疫学調査及び保健指導に関すること。
- (5) 環境衛生及び食品衛生に関すること。
- (6) 感染症及び食中毒等の防疫知識の普及に関すること。
- (7) その他衛生対策関係について必要なこと。

出納班（会計課）

- (1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。
- (2) 義援金の受入れ及び保管に関すること。

議会班（議会事務局）

- (1) 議会との連絡調整に関すること。

各支部災害対策本部 班及び係の事務分担表

総務班（振興局）

庶務係

- (1) 支部災害対策本部の設置及び解散に関すること。
- (2) 支部の会議に関すること。
- (3) 本部との連絡調整に関すること。
- (4) 災害日誌に関すること。
- (5) 消防団の非常招集及び配置運営に関すること。
- (6) 防災行政無線の管理運営に関すること。
- (7) 応援職員の活動配備計画に関すること。
- (8) 災害情報の市民への広報に関すること。
- (9) 自治会との連絡に関すること。
- (10) 自主防災組織等に対する連絡調整に関すること。
- (11) 市民からの被害情報の対応に関すること。
- (12) 被害情報の収集・集計及び調書の作成並びに記録整理に関すること。
- (13) 被害記録写真、映画等の製作及び総合被害図の作成に関すること。
- (14) 被害の把握に関する各係との連絡に関すること。
- (15) 気象情報等の受理及び通報に関すること。
- (16) 他の係に属さないこと。

調査係

- (1) 被害状況全般にわたり急速に調査を実施すること。
- (2) 庁舎の応急対策に関すること。
- (3) 庁舎の電気及び電話設備の調整に関すること。
- (4) 避難住民の情報収集に関すること。

輸送係

- (1) 災害対策の公用車の配備及び運行計画に関すること。
- (2) 救援物資の輸送に関すること。
- (3) 各係の援助に関すること。
- (4) その他輸送に関すること。

警備係

- (1) 危険箇所の警備に関すること。
- (2) 被災地の警備に関すること

第2節 動員配備計画

《基本方針》

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

第1項 市の動員配備計画

1. 動員配備計画

「由布市災害対策本部規程」に基づく活動体制及び配備体制は次のとおりである。

1) 配備の体制（職員の参集体制）

<p>災害警戒準備室</p>	<p>◇情報収集連絡活動を主とし、事態の推移により災害対策警戒本部に移行するまでの体制 ◇気象業務法に基づく警報が発令される等災害の発生が予想される場合 ◇各部の情報連絡担当職員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも警戒本部体制に移行しうる体制</p>
<p>災害対策警戒本部</p>	<p>◇現に災害が発生しつつあり、かつ、相当規模の災害が発生する恐れがある場合 ◇各班の所要人員が配置につき、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも災害対策本部に移行しうる体制</p>
<p>災害対策本部</p>	<p>◇大規模な災害が発生し、もしくは発生する恐れがある場合は次による。 ◇第1次体制 おおむね5割の職員（課長補佐、主幹、係長以上） ◇第2次体制 全職員</p>

2) 配備要員

配備要員は「災害応急対策動員配備表」に定めるところによる。

《 災害応急対策動員配備表 》

[本部]

<p>災害警戒準備室</p>	<p>■警報発令時には、防災安全課職員は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>◇室員 1課 (防災安全課全職員)</p> <p>◇待機 各課 1名 (待機命令が発令された場合は、各課にて待機)</p> <p>◇各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う (職員の配置応急対策の内容については各部署で定める)。</p> <p>◇設置場所 庄内庁舎</p> <p>◇設置基準</p> <p>風水害 警報発令</p> <p>地震 震度4</p> <p>火山 噴火予報</p>
<p>災害対策警戒本部</p>	<p>■相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、総務部長、総務課、防災安全課、農政課、建設課、水道課、福祉対策課は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>◇本部長 総務部長</p> <p>◇副部長 産業建設部長、健康福祉事務所長</p> <p>◇本部長 総務課、農政課、建設課、水道課、防災安全課、福祉対策課</p> <p>◇待機 各課 1名 (待機命令が発令された場合は、各課にて待機)</p> <p>◇各部長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害の応急対策を行う (職員の配置応急対策の内容については各部署で定める)。</p> <p>◇設置場所 庄内庁舎</p> <p>◇設置基準</p> <p>風水害 警報発令 相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるとき</p> <p>地震 震度5弱</p> <p>火山 火口周辺警報</p>
<p>災害対策本部 支部対策本部 (各振興局)</p>	<p>■大規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるときは次による。</p> <p>◇第1次体制 おおむね5割の職員 (各課において体制整備)</p> <p>◇第2次体制 全職員 (市民生活に直接関係する窓口職員を除く)</p> <p>◇本部長：市長</p> <p>◇副本部長：副市長、教育長</p> <p>◇本部長：総務部長、産業建設部長、健康福祉事務所長、消防長</p> <p>◇本部長は、災害の状況に応じて要員を増員できる。</p> <p>◇対策本部に班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>◇設置場所 庄内庁舎</p> <p>◇設置基準</p> <p>風水害 警報発令 大規模な被害が発生し、または発生する恐れがあるとき</p> <p>地震 震度5強</p> <p>火山 噴火警報 大規模な被害が発生し、または発生する恐れがあるとき</p>

《 災害応急対策動員配備表 》

[支部]

<p>支部 災害警戒準備室</p>	<p>■警報発令時には、各振興局の地域振興課職員は直ちに登庁し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>◇室員 2名（地域振興課）</p> <p>◇待機 待機命令が発令された場合は、各課にて待機 各地域振興課</p> <p>◇設置場所 挾間庁舎・湯布院庁舎・庄内庁舎</p> <p>◇設置基準 風水害 警報発令 地震 震度4 火山 噴火予報</p>
<p>支部 災害対策警戒本部</p>	<p>■総務部長から警戒本部の設置の連絡があった場合もしくは相当規模の被害が発生し、または発生する恐れがあるとき、振興局長は支部警戒本部を設置し、被害の情報等の収集・伝達に努める。</p> <p>◇本部長 振興局長</p> <p>◇本部員 5割 地域振興課</p> <p>◇設置場所 挾間庁舎・湯布院庁舎・庄内庁舎</p> <p>◇設置基準 風水害 警報発令 地震 震度5弱 火山 火口周辺警報</p>
<p>支部 災害対策本部</p>	<p>■市災害対策本部が設置され、大規模の被害が発生、または発生する恐れがあるときは次により支部対策本部を設置する。</p> <p>◇支部本部長 振興局長</p> <p>◇支部副本部長 地域振興課長</p> <p>◇支部本部員 地域振興課職員</p> <p>◇支部本部長は、災害の状況に応じて要員の増員を要請する。</p> <p>◇支部対策本部に班を設置し、災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を行う。</p> <p>◇設置場所 挾間庁舎・湯布院庁舎・庄内庁舎</p> <p>◇設置基準 風水害 警報発令 大規模な被害が発生し、または発生する恐れがあるとき 地震 震度5強 火山 噴火警報 大規模な被害が発生し、または発生する恐れがあるとき</p>

3) 配備の決定及び変更

- ア.本部長は、災害の発生が予想されるとき、または災害の状況により配備体制を決定する。
- イ.本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見をきいて配備要員の増減等を変更する。

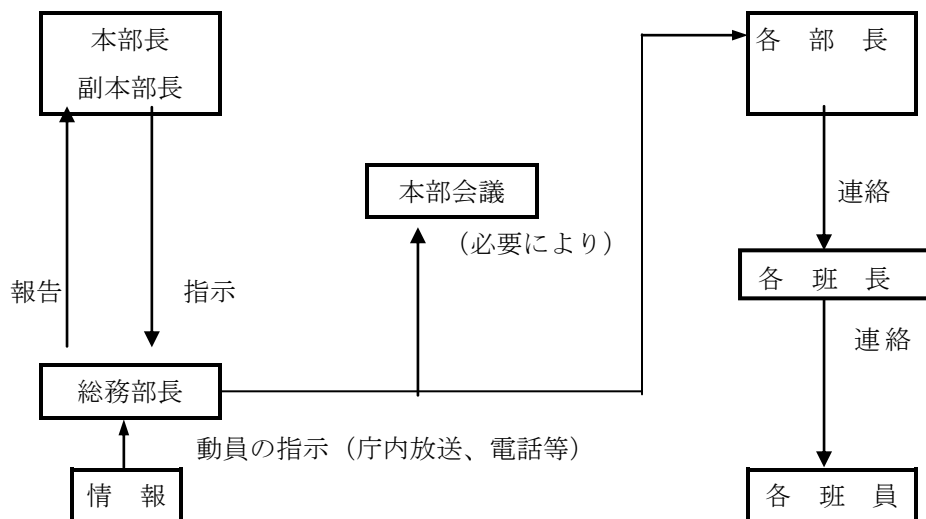
2. 応援のための動員

災害対策活動を行うにあたり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は本部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。

3. 動員

1) 勤務時間中

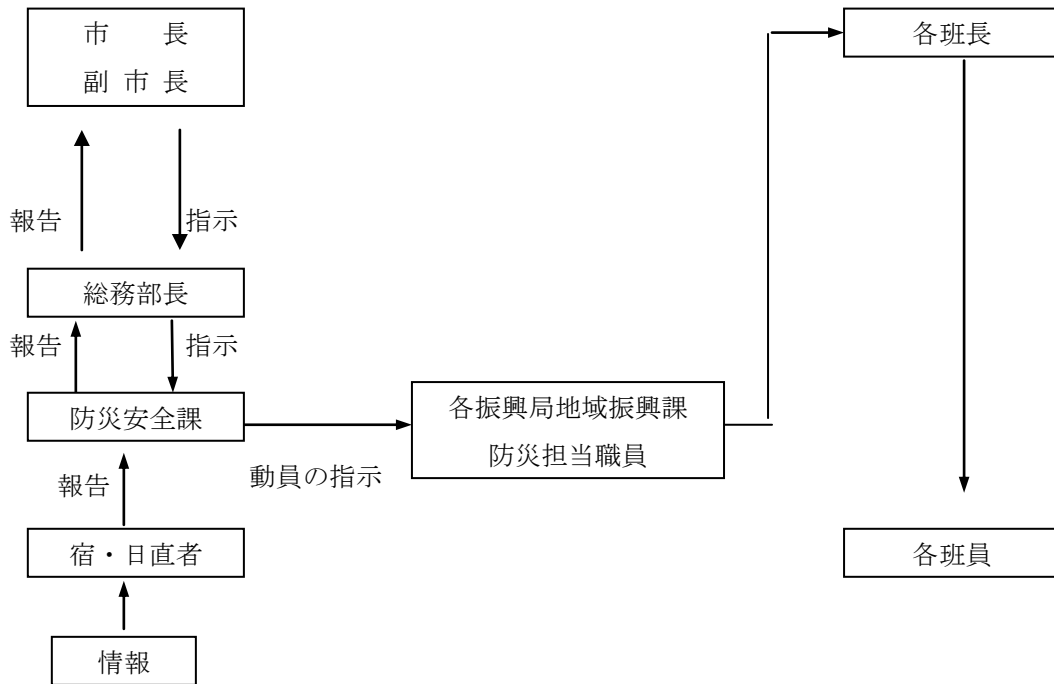
- ア.市災害対策本部において、配備の決定がなされ、動員のある場合は、災害応急対策動員配備表による。



- イ.動員の伝達は、市災害対策本部指令により、庁内放送または電話等により指示を行う。各班長は、直ちに所属職員に連絡し、指揮監督を行い災害情報収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を確立する。

2) 勤務時間外

- ア.宿・日直者は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく警報等の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、防災安全課長に連絡し、防災安全課長は各振興局地域振興課長に連絡し、災害警戒準備室の体制を執る。



イ.動員の伝達は、市災害対策本部指令（由布市職員連絡網）により、電話連絡等で行う。当直室には、市長、副市長、総務部長、総務課長等の住所、電話番号及び連絡方法を表示した「緊急連絡一覧表」を作成し、掲示しておく。

●参考資料編 風応 2.2.1 「緊急連絡一覧表（様式）」

3) 職員の動員

(1) 勤務時間の参集配置

勤務時間内に本部が設置された場合、各班の班長はすみやかに動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。又、勤務時間外まで継続される場合も動員配置人員表に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 勤務時間外の参集配置

勤務時間外に本部が設置された場合、別に定める伝達系統に従い情報伝達を行い、各班の班長は動員配置人員表に基づき必要人員を参集させるものとする。

(3) 該当の職員は大規模地震の発生を知り得た場合には、テレビ、ラジオ等で震度等を確認し、体制を判断し、体制に関する連絡がない場合でも、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共機関が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で近隣の庁舎に参集することを原則とする。参集後、情報の収集を行い本勤務地への参集が可能な場合は本勤務地へ参集するものとする。不可能な場合には直属の上司に報告後、各支部長の指示を受けるものとする。なお不可能な状況が解消された場合には速やかに本勤務地に参集するものとする。

(4) 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。

なお、やむをえない事由として例えば次のような場合が考えられる。

◇職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に
従事し、または一時的に避難している場合

◇職員及び職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している
場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合

◇職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合

◇職員が出張中又は旅行中であって、直ちに参集できない場合

◇職員が傷病もしくは職員家族介護のため参集できない場合

◇職員の現住所から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合

(5) 上記該当の職員以外の職員にあつては、緊急連絡が入らない限り、通常の勤務体制で出動するものとする。ただし、別途指示がある場合はこの限りでない。

4) 災害対策本部の設置不能の対応

夜間及び休日において、市災害対策本部機能の確保を図るため、早期参集した要員により直ちに“緊急初動部隊”を組織し、発災直後の情報収集・伝達・防災関係機関との連絡調整等の災害対策本部の設置のための初動対応を行う。

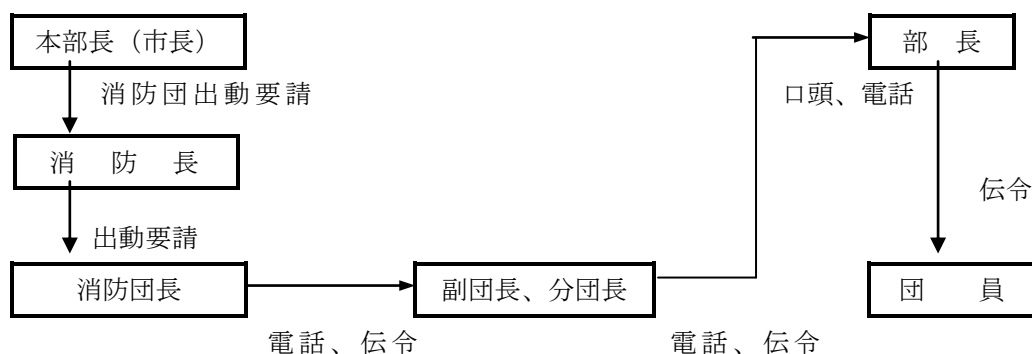
5) 地区自主防災の活動内容

- ア.防災組織の編成
- イ.防災に関する知識の普及
- ウ.情報の収集及び伝達
- エ.初期活動及び応急対策
- オ.避難誘導
- カ.その他

4. 消防団員に対する伝達及び出動

消防団長は、市長から災害出動及び動員の要請があつたときは、次の系統図に従い、もっとも迅速な方法により伝達を行う。

《 消防団の出動要請伝達系統図 》



第2章 活動体制の確立に関する計画

第2節 動員配備計画

第3節 通信連絡手段の確保計画

第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令または防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務または業務を的確かつ円滑に実施できるように動員配備の要請を行う。

第3節 通信連絡手段の確保計画

1. 災害時における通信連絡

1)災害時に使用できる通信施設

- ア.防災行政・地域防災無線
- イ.非常電話
- ウ.防災相互通信用無線局による通信連絡
- エ.他の機関の専用通信施設
- オ.消防無線

2)防災行政・地域防災無線の活用

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通の恐れが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

3)被災地への防災行政無線（移動局）の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線、衛星移動車等を現地に持ち込み、被害情報の収集（衛星系では画像の伝達も可能）及び市災害対策本部との連絡調整を行う。

2. 公衆電気通信施設の利用計画

災害時において電話利用が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等に必要があるときは、非常電話等を利用することができる。

1)非常電話

- ア.災害時における緊急通信のため、非常電話として災害時優先電話の回線が利用できる。
- イ.緊急に通信連絡のある場合は「102番」をダイヤルし、オペレーターに「非常通話」と告げ、その理由を申し出るとともに、市の電話番号を告げる。

3. 非常通信措置

災害により非常事故が発生し、または発生する恐れがある場合、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信協議会（事務局大分県防災危機管理課内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。

4. その他の通信施設利用計画

1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第23条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。

下記の機関が所有する通信設備を優先利(使)用できる。

利(使)用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市 長	県防災行政無線	防災危機管理課
	県警察本部	大分南警察署
	由布市消防本部	各出張所
消防機関の長	九州旅客鉄道株式会社	J R 各駅
	九州電力株式会社	大分営業所、別府営業所

利(使)用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込むものとする。

- ア.専用通信施設利用申込要領
 - a.利(使)用しようとする理由
 - b.通信の内容
 - c.発信者及び受信者

2) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

- ア.湯布院無線赤十字奉仕団との連携

3) 災害時における通信料免除扱い

N T T回線を経由する場合は、次のものが料金免除の対象となる場合がある。

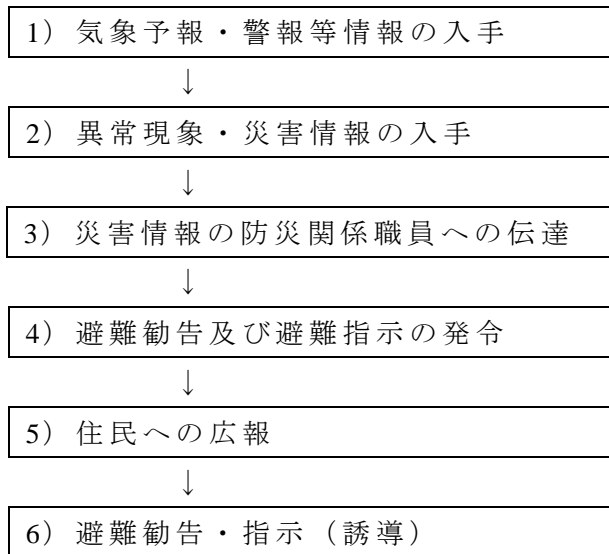
- ア.天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における人命、財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助及び救援に直接に関係がある機関に対して発するもの。
- イ.災害に際し、N T Tが指定する地域及び期間において、被災者が発言する被災状況の通報または救護を求めることを内容とする電報であって、N T Tが定める条件に適合するもの。

第4節 気象予報・警報等伝達計画

《 基本方針 》

市域に災害の発生の恐れがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関、市民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

【情報の収集及び伝達事項の流れ】



第1項 予報・警報等の種類・基準

1. 注意報・警報の種類及び発表基準

注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、大分地方気象台に準じる。

《 気象情報の種類 》

区分	内容
予報	観測の成果に基づく現象の予測の発表
注意報	災害が予想される場合に、その旨を注意して行う予報
警報	重大な災害がおこる恐れがあると予想される場合に、その旨を警告しておく予報
情報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

●参考資料編 風応 2.4.1-1 「注意報及び警報の種類並びに発表の基準」

●参考資料編 風応 2.4.1-2 「気象・火災の情報、注意報及び警報」

2. 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の3つに大別される。

ア.注意報・警報を発表するには時期尚早であるが、注意報・警報に相当する気象条件が起こる可能性を前もって知らせるアラーム的機能。

イ.すでに発表している注意報・警報では十分に表現できなかった気象事項や防災上の注意等

を具体的に解説する補完的機能。

り観測結果、気象状況等を簡潔な表現で速報して更なる警戒を呼び掛ける速報的機能。

この中には、記録的な1時間雨量(100mm以上)*1を観測または解析した場合に発表する「記録的短時間大雨情報」がある。

「標題」、「発表年月日」、「発表官署名」及び「見出し」で構成させる。

3. 火災気象通報

火災気象通報とは、気象の状況が火災の予防上、危険であると認めるときに、消防法に基づいて大分地方気象台長が、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報の発令を発表できる。

1)火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上、危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

火災警報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- ア.実効湿度が60%以下で最低湿度が40%以下となり風速が7m/s以上となる見込みのとき。
- イ.平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

4. 注意報・警報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。

ア.由布市の地域細分：大分県中部(「大分県予報区地域細分図」参照)

イ.災害の予想される地域を限定できない場合は、地域細分を行わず全域に発表する。

第2項 注意報警報等の伝達系統

1. 異常現象発見時の通報(災害対策基本法第54条関連)

1)災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。

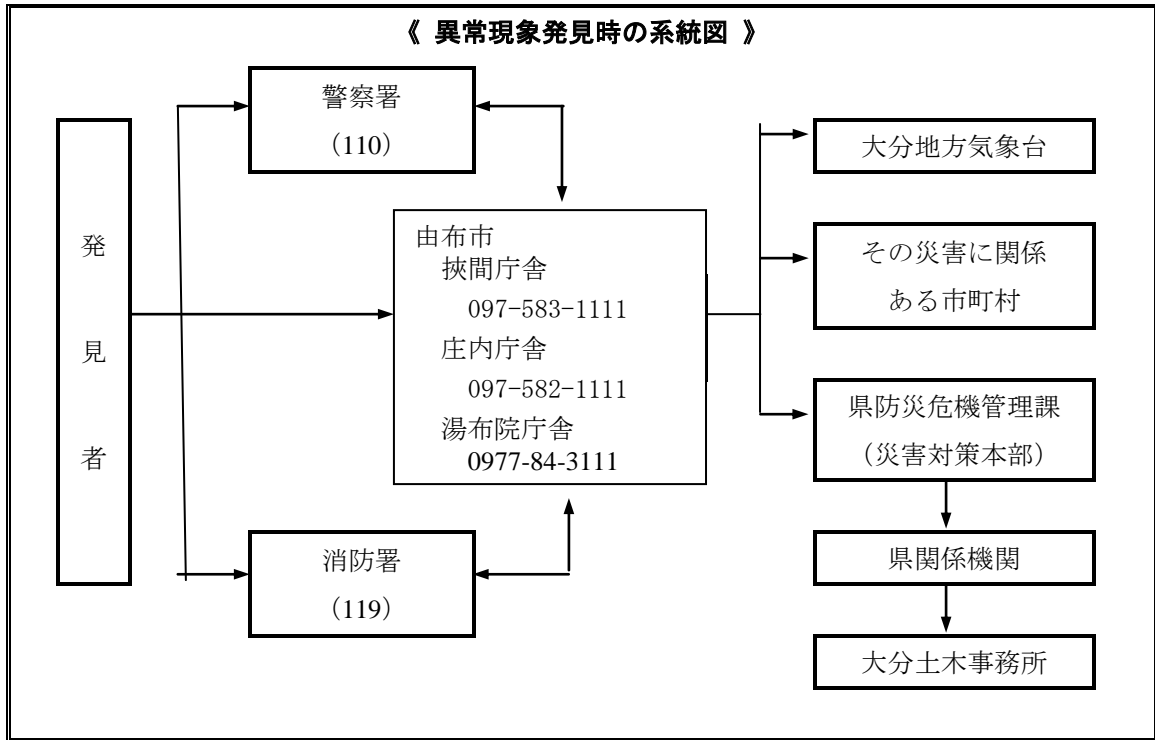
2)通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。

3)通報を受けた市長は、その旨を大分地方気象台及び県防災危機管理課、その他の関係機関に通報し、これに対する応急措置を講ずる。

*1 この値については、注意報、警報の基準と同様、検討と見直しを行い、防災対策上必要な場合は変更する。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第4節 気象予報・警報等伝達計画



4)異常現象とは、概ね次に掲げる自然現象をいう。

事 項	現 象		備 考
ア.気象に関する事項	著しく異常な気象現象		大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等
イ.地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰現象等
		噴火以外の火山異常現象	a.火山地域での地震の群発 b.火山地域での鳴動の発生 c.火山地域での顕著な地形変化 山くずれ、地割れ、土地の昇沈等 d.噴気、噴煙の顕著な異常変化 噴気口の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色臭、温度、昇華物等の異常変化等 e.火山地域での湧水の顕著な異常変化 湧水の新生、枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 f.火山地域での顕著な地温の温度上昇 地熱地帯の新生、拡大、移動、及びそれに伴う草木の立枯れ等 g.火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化量、濁度、臭い、色の変化、軽石、死魚等の浮上、発砲、温度の上昇等
	地震関係	頻発地震	数日以上にわたり、頻繁に感ずるような現象等

2. 気象予報・警報等伝達計画

1)気象予報・警報等の伝達計画

ア.気象台が発表する気象予報・警報等は、知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市（防災安全課）及び消防本部等に伝達される。

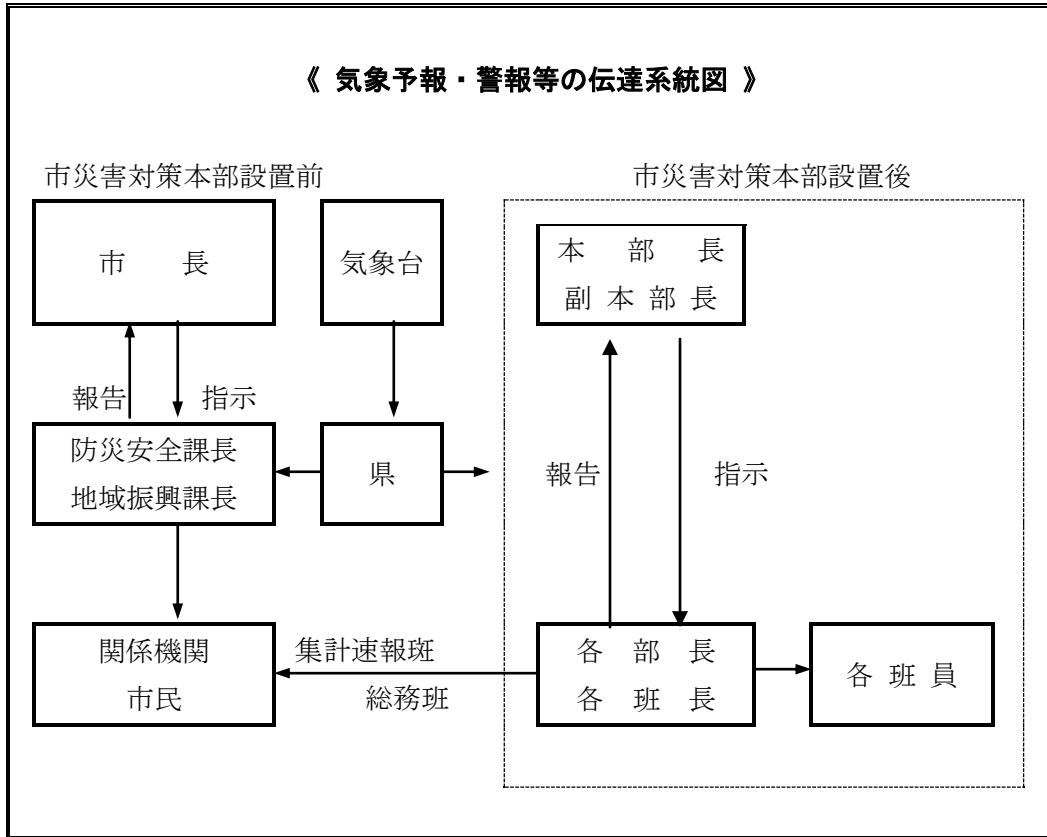
イ.気象予報・警報や異常現象の伝達を受けた職員は、総務部長に報告し、市長の指示を受ける。市災害対策本部を設置する場合はその指示等を各部に伝達する。解除の場合も同じ要領とする。

ウ.市災害対策本部設置後、伝達系統及び伝達要領に従い、本部長→各班長→各班員の順に指示を行う。各班長は伝達を受けたときはこれに応じた適切な措置を講ずる。

エ.関係機関への連絡は、原則として電話、地域防災無線にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいはこれにかわる者。)とする。

オ.市民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、防災行政無線及び広報車等による広

報を行う。



2)伝達内容

- ア.市災害対策本部等の設置及び解除に関すること
- イ.被害状況把握に関すること
- ウ.関係機関への連絡を必要とする被害状況に関すること
- エ.その他防災上、必要と認められること

3)避難勧告、指示等の基準

避難勧告、指示等については、本編第3章第4節第1項に従う。

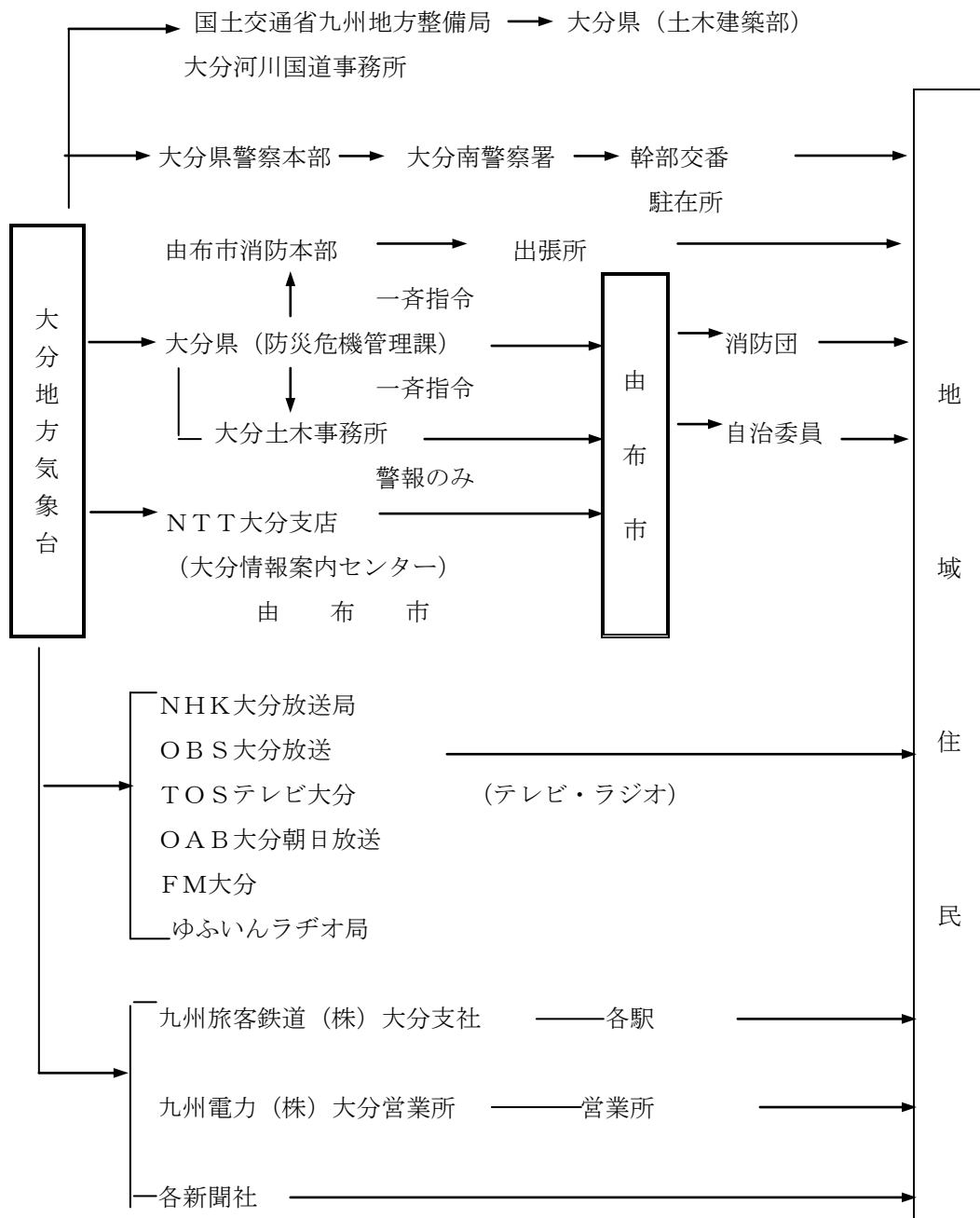
3. 市から市民への周知方法

市は、本計画に基づき市民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

- ア.防災行政無線による広報
- イ.広報車による広報
- ウ.電話・口頭による戸別連絡
- エ.消防団等を通じたの連絡

1)気象警報等・情報伝達系統図



第3項 洪水予報・水防警報

1. 大分地方気象台・九州地方整備局が行う洪水予報

1) 大分地方気象台が行う水防警報 (水防法第10条)

気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2) 九州地方整備局が行う水防警報（水防法第10条2）

九州地方整備局は、大分地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後は水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及び水深を示して河川の状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2. 県が行う洪水予報の通知

水防活動における予報及び警報を受けた県は、通信連絡系統により各土木事務所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各土木事務所は、関係水防管理者に通知する。

3. 水防警報

1) 国土交通大臣の水防警報（水防法第16条の1）

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあると認めて指定した河川（湖沼）について、その恐れが強いと認めるときは、水防警報を発する。

2) 知事の水防警報（水防法第10条の4第2項及び第3項）

知事は、国土交通大臣が指定したもの以外の河川（湖沼）で、洪水により損害を生ずる恐れがあると認めて指定したものについて、その恐れが強いと認めるときは、水防警報を発する。

知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、及び自ら水防警報を発したときは、水防事項を水防管理者、その他の関係者に通知しなければならない。

3) 市の措置

ア.市は、県等から警報の発表について伝達を受けた場合、積極的に大分県高度情報ネットワークシステムの活用を図り、その後の気象情報等により市内で風水害の発生する恐れがあると判断した場合、広報車、防災行政無線等を用いて市民に対して浸水や崖崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強等呼びかけ、被害の未然防止と拡大防止に努める。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、観光客にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

4. 特別警戒水位情報

県は水位情報周知河川として、指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、関係水防管理者及び必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知させる。

市は通知を受けたときは、市民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

※ 特別警戒水位...警戒水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難勧告を判断する際の目安の一つとなるもの。

第5節 被害情報等収集伝達計画

《 基本方針 》

市災害対策本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集及び伝達を行う。

第1項 災害情報の収集

1. 情報総括責任者の指定

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を“庶務班”に報告する。なお、被害状況の調査、集計、調書の作成は“庶務班”が行う。

2. 収集体制の整備

1)市は、情報の収集等迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について、あらかじめ整備し、その方法等について確認しておく。

2)“庶務班”において写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるよう、被害の報告・広報写真として役立つような写真の撮影とビデオ等の製作等を行う。また、各班でも写真記録に努める。

3. 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の内容を主として収集を行う。

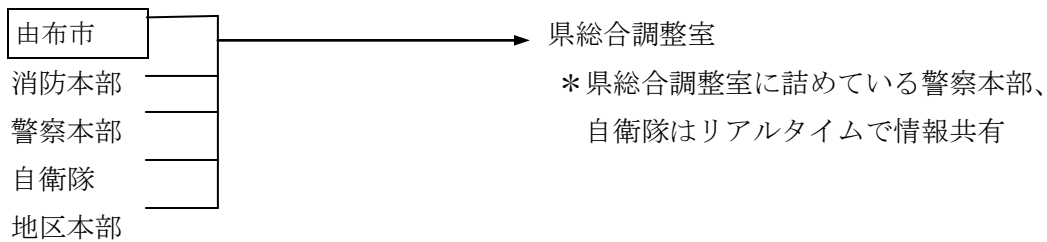
- 1)人的被害
- 2)建物の被害
- 3)避難の状況
- 4)防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- 5)防災関係機関の対策の実施状況
- 6)交通機関の運行・道路の状況
- 7)ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況

4. 人的被害・住家被害・火災に関する情報

市は、人的被害・住家被害・火災に関する情報は、一刻を争う情報であり、早急に“県総合調整室”へ報告する。なお、確定した数値・通常のルートにはこだわらない。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場現認したものか、報告等間接的なものか）
- ・現場の位置
- ・発信する情報を入手した時刻

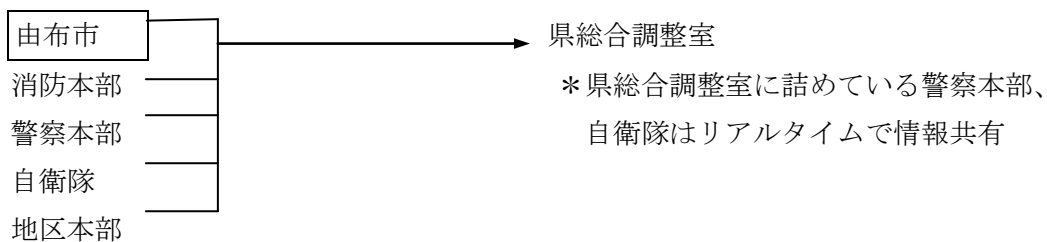


5. 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

市は、避難者数、避難所の場所等に関する情報は、一刻を争う情報であり、早急に“総合調整室”へ報告する。なお、確定した数値・通常のルートにはこだわらない。

また、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- ・情報のソース（現場で現認したものか、報告等間接的なものか）
- ・発信する情報を入手した時刻



第2項 被害情報の調査要領、伝達

1. 被害の調査要領

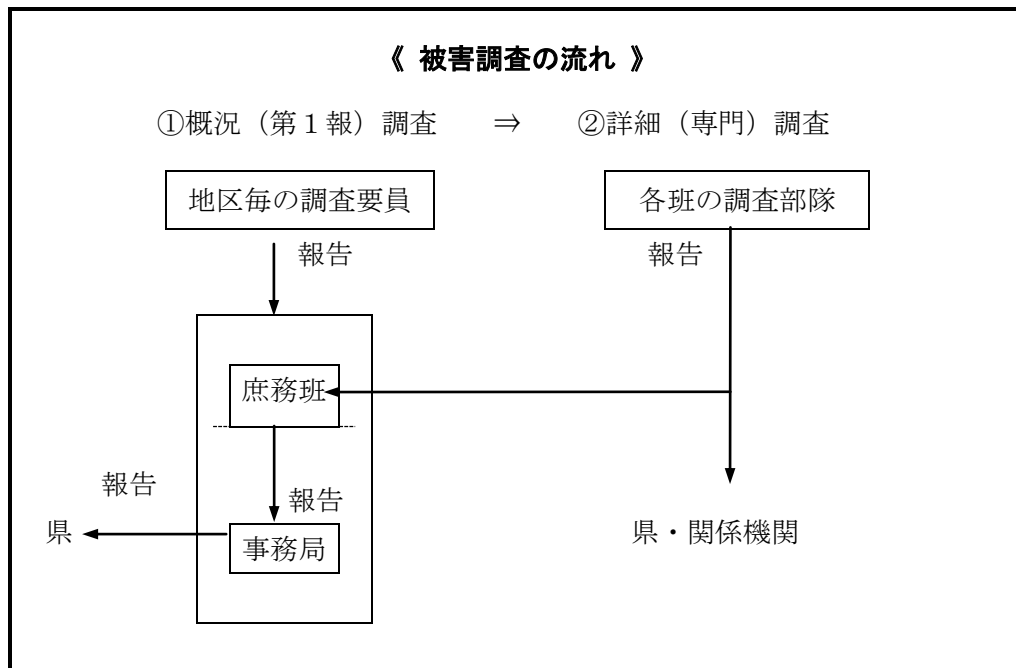
次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

1) 情報項目

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所または地域
- ウ. 被害の状況
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込み及び必要とする救助の種類

2) 各地区の被害状況等の収集と調査は、非常災害時の調査員により、関係機関、諸団体及び市民組織等の協力を得ながら実施する。

3) 各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林物、農林業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる“災害調査部隊”等を編成して被害状況を調査する。



4)被害状況調査にあたっては、災害救助法適用の被害認定基準に基づき判定を行う。

●参考資料編 風応 2.5.2 「災害救助法適用の被害認定の基準」

5) “調査班”は、関係機関と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたる。

6)被害の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

7)全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

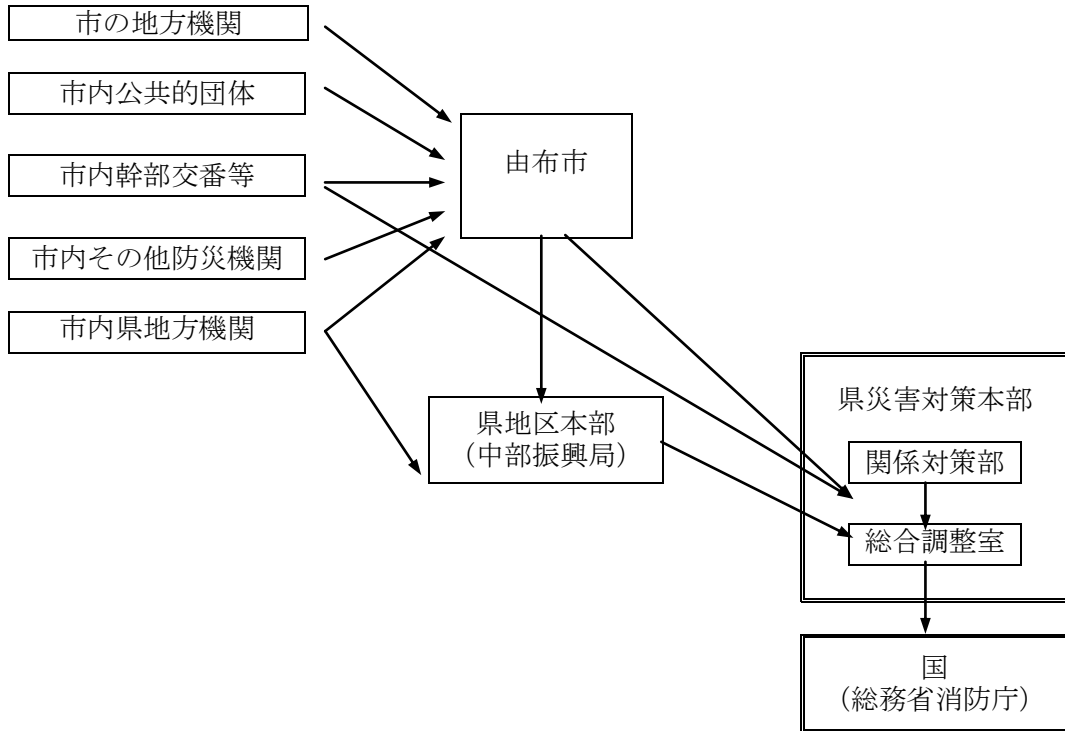
8)被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

2. 被害情報の伝達 *2

収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

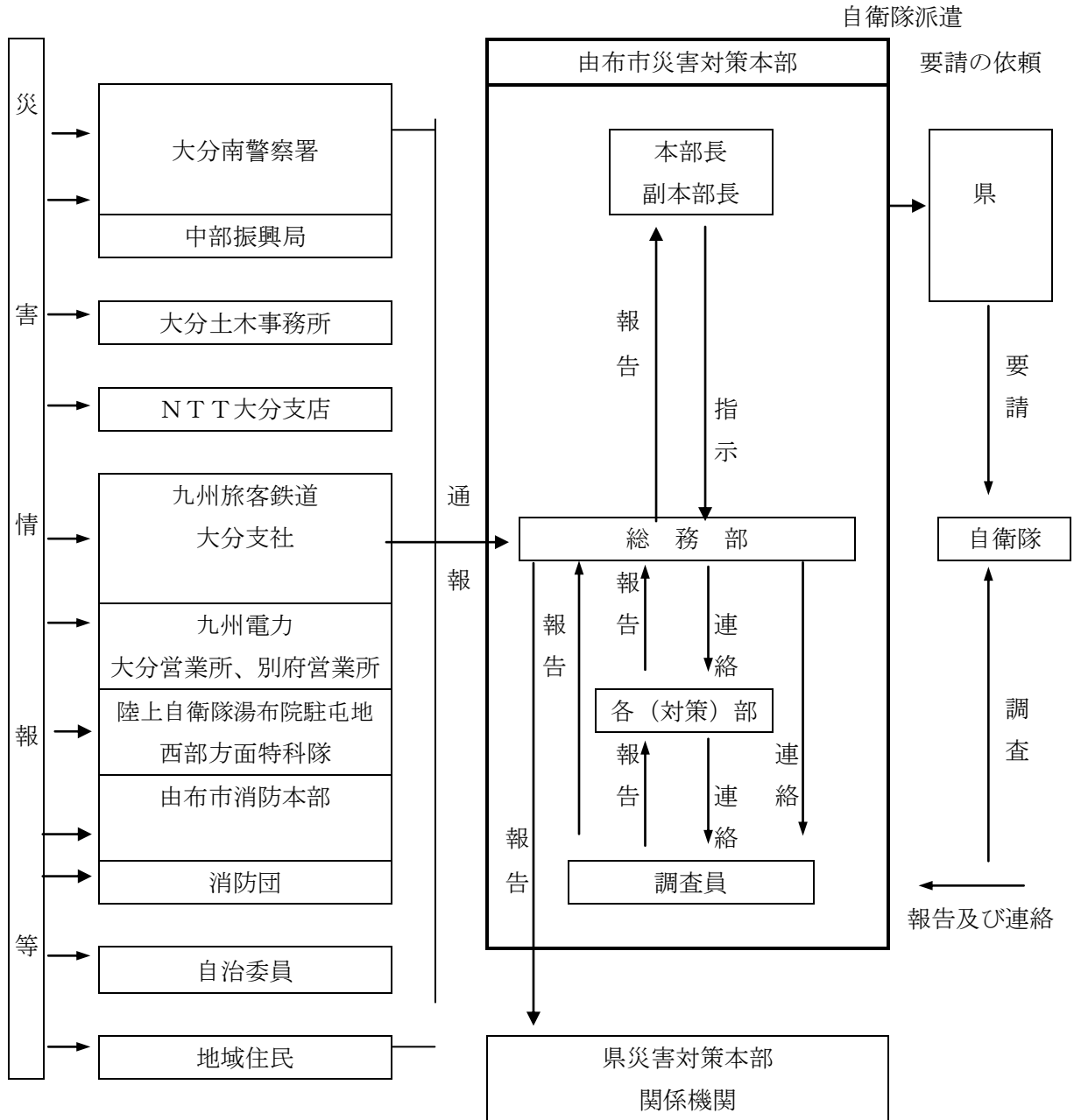
- 1)各調査員は、被害状況の調査報告を災害状況に応じ、庶務班に報告する。“調査班”は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。

《 収集伝達系統 》



*2 本編第2章第2節第1項「市の動員配備計画」参照

2)被害状況等の緊急把握（収集体制）



第3項 被害情報の報告基準

市は、即座に概括情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等の所定の様式によらず、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

1)県への報告

総合的な被害状況等の方法及び形式は、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）による。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第5節 被害情報等収集伝達計画

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後 20 日以内に、災害対策基本法第 53 条第 2 項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第 22 条に基づく消防庁長官あての文書を各 1 部ずつ消防庁に提出する。

2)報告内容及び要領

災害対策基本法第 53 条 市は、当該区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

a.被害状況速報

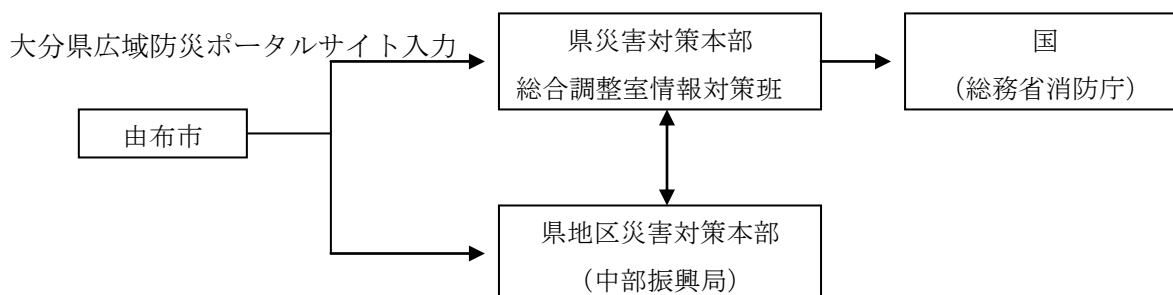
初期的段階で被害の有無及び程度の全般的状況について防災行政無線、または電話をもって直ちに報告し、以後遅滞なく大分県広域防災ポータルサイトによって報告する。

b.詳細

以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場合はその都度遅滞なく被害状況を大分県広域防災ポータルサイトによって報告する。

区 分	内容等（災害対策基本法施行令第 21 条）	様 式
被害状況速報	a.災害の原因 b.災害の発生日時 c.災害の場所または地域 d.被害の程度 e.被害に対してとられた措置 f.その他必要事項	災害概況即報 (第 1 号様式)

《 災害即報の流れ 》



第6節 災害救助法適用計画

《 基本方針 》

災害救助法の適用については同法、同法施行令及び災害対策基本法の細則の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続きを行う。

第1項 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。市における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

《 災害救助法の適用基準 》		
指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 60世帯以上	第1項第1号
2) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ市30世帯以上	第1項第2号
3) 県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 7,000世帯以上 かつ市多数	第1項第3号
4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	※ 多数	
5) 多数の者が生命、又は身体に危害を受け又は受ける恐れが生じた場合		第1項第4号

※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

2. 被害状況の判断基準

市域内における被害程度の判断は、被害の認定基準によって行うものとする。

《 住家・世帯の定義 》

住 家：

人が起居できる設備のある建物

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか問わない。

(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟であったり離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。

世 帯：

生計を一にしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

第2項 災害救助法の適用手続

1) 災害救助法の適用要請

市域内の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告する。その場合には、次に掲げる事項について、口頭、又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

《 災害救助法の適用要請 》

- ア.災害発生の日時及び場所
- イ.災害の原因及び被害の状況
- ウ.適用を要請する理由
- エ.適用を必要とする期間
- オ.既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- カ.その他必要な事項

2) 適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、市長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。その後の処置に関しては知事の指揮を受ける。

3) 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合には特別基準の適用を申請することができる。適用申請は、知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第3項 救助の実施

1) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の権限の一部を委任され、知事の補助として実施する。但し、災害の事態が切迫して、災害救助法に基づく知事による救助を待つことができないときは、市長においてみずから救助に着手する。

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

- ア. 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ. 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ. 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- エ. 医療及び助産
- オ. 災害にかかった者の救出
- カ. 災害にかかった住宅の応急修理
- キ. 生業に必要な資金の給与または貸与
- ク. 学用品の給与
- ケ. 埋葬
- コ. 死体の捜索及び処理
- サ. 住居またはその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去

2) 委任を受けた応急救助費の繰替支払（庶務班）

ア. 市においては、委任を受けた応急救助費の繰替支払が行われる。

イ. 救助の実施に関する職権の一部を委任されている市においては、救助実施記録日計表等を作成し、保管しておくとともに次の次項を、まず、電話等の方法により県に報告し、後ほど書面による報告を行う。

《 報告内容 》

救助の種類	報告事項
ア.避難所の設置	ア.箇所数、収容人員
イ.応急仮設住宅の設置	イ.設置（希望）戸数
ウ.炊出しその他による食品の供与	ウ.箇所数、給食数、給食人員
エ.飲料水の供給	エ.対象人員
オ.被服寝具その他生活必需品の給与	オ.主なる品目別給与点数及び給与世帯数
カ.医療及び助産	カ.班数、医療機関数、患者数、分娩者数
キ.災害にかかった者の救出	キ.救出人員、行方不明者数
ク.災害にかかった住宅の応急修理	ク.対象世帯数
ケ.学用品の給与	ケ.小・中学校別対象者数及び給与点数
コ.埋葬	コ.埋葬数
サ.死体の捜索	サ.死体処理数
シ.障害物の除去	シ.対象世帯数

第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のある場合、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

第5項 災害対策基本法の定める応急措置

災害対策基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1) 応急処置についての責任（災害対策基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令、または本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2) 出動命令（災害対策基本法第58条）

市長は、災害が発生する恐れがあるときは、法令、または本計画の定めるところにより消防機関、もしくは関係職員等に出動準備をさせ出動を命じ、または警察官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、もしくは求めるものとする。

3) 事前措置（災害対策基本法第59条）

市長は、設備または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

4) 警戒区域の設定権（災害対策基本法第63条）

市長は、人命または身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止、または当該区域からの退去を命ずることができる。

5) 工作物等の使用、収容等

- ア.災害対策基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林、その他の物件を使用し、もしくは収用しなければならない。（災害対策基本法第64条第1項）
- イ.市は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

6) 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、または物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとる。

7) 従事命令

- ア.応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、区域内の市民、または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条第1項）
- イ.区域内の市民、または応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に従い、条例で定めるところにより、その者またはその者の遺族、もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

8) 応援要求等（災害対策基本法第67条第1項）

- ア.市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。

9) 職員の派遣要請等**ア.職員の派遣の要請**

- a.市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対

第2章 活動体制の確立に関する計画

第6節 災害救助法適用計画

第7節 広域応援要請計画

- し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。(災害対策基本法第29条第2項)
- b.市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求める。(地方自治法第252条の17)
- c.市長は、a.b.による職員の派遣の要請を行う場合は要請に準じた文書をもって行う。

4.職員の派遣の斡旋

- a.市長は、災害応急対策または災害復旧の必要があるときは、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。(災害対策基本法第30条第1項)
- b.市長は、災害応急対策または復旧の必要があるときは、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。(災害対策基本法第30条第2項)
- c.市長は、a.b.による職員の派遣斡旋を求める場合は、ア.の要請に準じた文書をもって行う。

10)委員会・委員等の応急処置(災害対策基本法第62条第2項)

市の委員会または委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、市長の所轄の下にその所掌事務もしくは所掌事務に係る応急措置を実施し、または市長の実施する応急措置に協力する。

第7節 広域応援要請計画

《基本方針》

災害発生規模によっては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想され、平素から関係機関と十分に協議し、災害が発生したときは直ちに応援協力体制を確立して応急活動を迅速、的確に実施するものとする。

第1項 県市町村間等の応援要請

《計画目標》

1. 協定に基づく応援派遣要請

本市では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助、その他の災害に対して、県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)、県、国土交通省、及び関係機関との協定に基づき実施する。

7.市町村協定

4.県協定

- a.大分県及び市町村相互間の災害時応援協定（平成10年5月18日）
- b.大分県常備消防相互応援協定（昭和51年3月31日）
- c.災害時における放送要請に関する協定（昭和52年3月15日）

9.国土交通省九州地方整備局協定

- a.由布市における大規模な災害時の応援に関する協定（平成23年6月24日）

エ.関係機関協定

a.建設業組合

災害時における緊急作業等についての協定（毎年4月1日に協定）

b.九州電力株式会社

由布市災害復旧に関する覚書（平成18年6月23日）

c.イオン九州株式会社

災害時における生活物資等の供給に関する協定（平成19年6月26日）

覚書（ジャスコ挟間店の駐車場を災害時の避難場所として可能な範囲で提供）

d.社団法人大分県エルピーガス協会由布支部

災害時におけるエルピーガス供給に関する協定（平成20年8月6日）

e.株式会社ダイエー

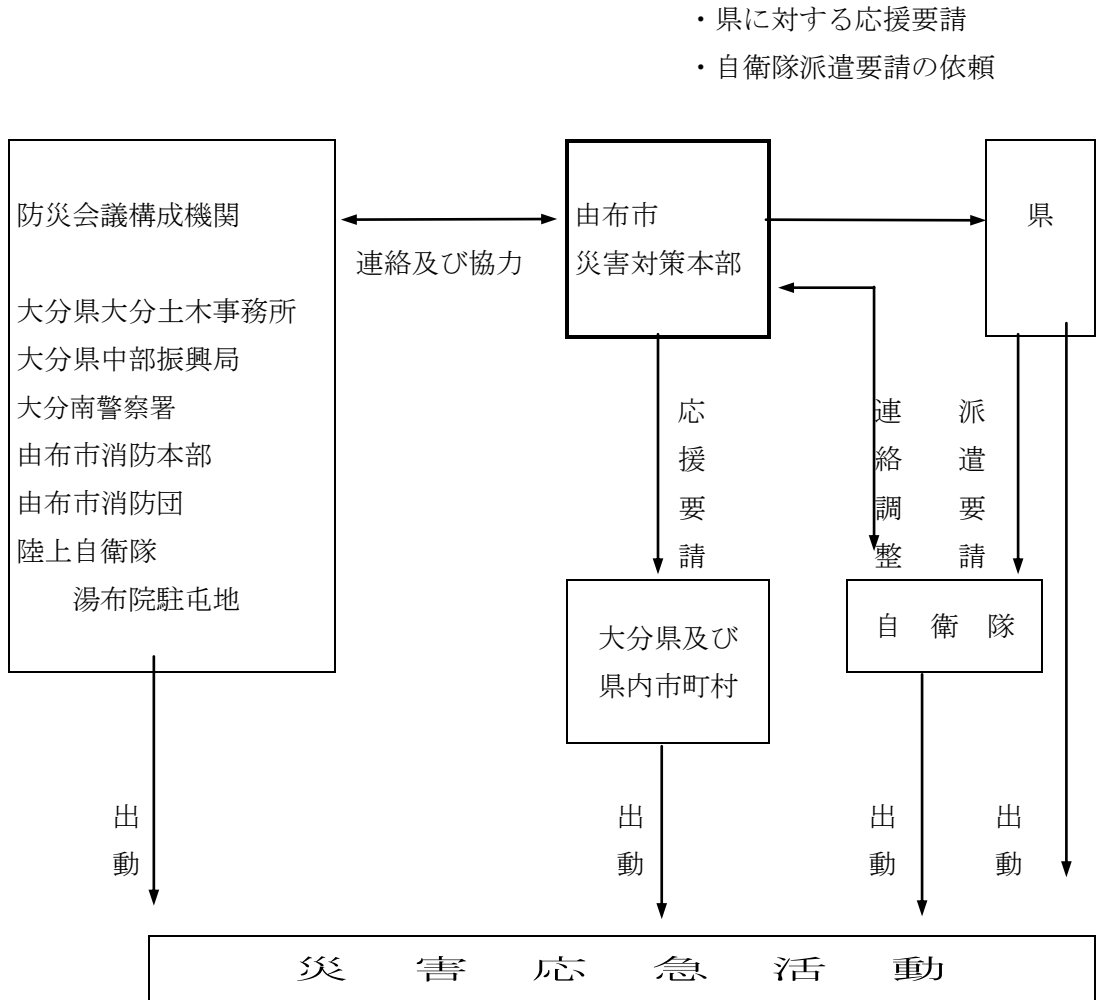
災害時における物資の供給に関する協定（平成20年9月1日）

f.株式会社ゆふいんラヂオ局

災害時における緊急放送に関する協定（平成24年8月30日）

- 参考資料編 風応 2.7.1-1 「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」
- 参考資料編 風応 2.7.1-2 「大分県常備消防相互応援協定書」
- 参考資料編 風応 2.7.1-3 「災害時における放送要請に関する協定」
- 参考資料編 風応 2.7.1-4 「由布市における大規模な災害時の応援に関する協定（国交省）」
- 参考資料編 風応 2.7.1-5 「災害時における緊急作業等についての協定」
- 参考資料編 風応 2.7.1-6 「由布市地区災害復旧に関する覚書（九州電力㈱）」
- 参考資料編 風応 2.7.1-7 「災害時における生活物資等の供給に関する協定（イオン九州（株）」
- 参考資料編 風応 2.7.1-8 「災害時におけるエルピーガス供給に関する協定」
- 参考資料編 風応 2.7.1-9 「災害時における物資の供給に関する協定（（株）ダイエー）」
- 参考資料編 風応 2.7.1-10 「災害時における緊急放送に関する協定（（株）ゆふいんラヂオ）」

1) 応援体制の系統図



2) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

市は、災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、市町村相互の防災力を用いて協力する。

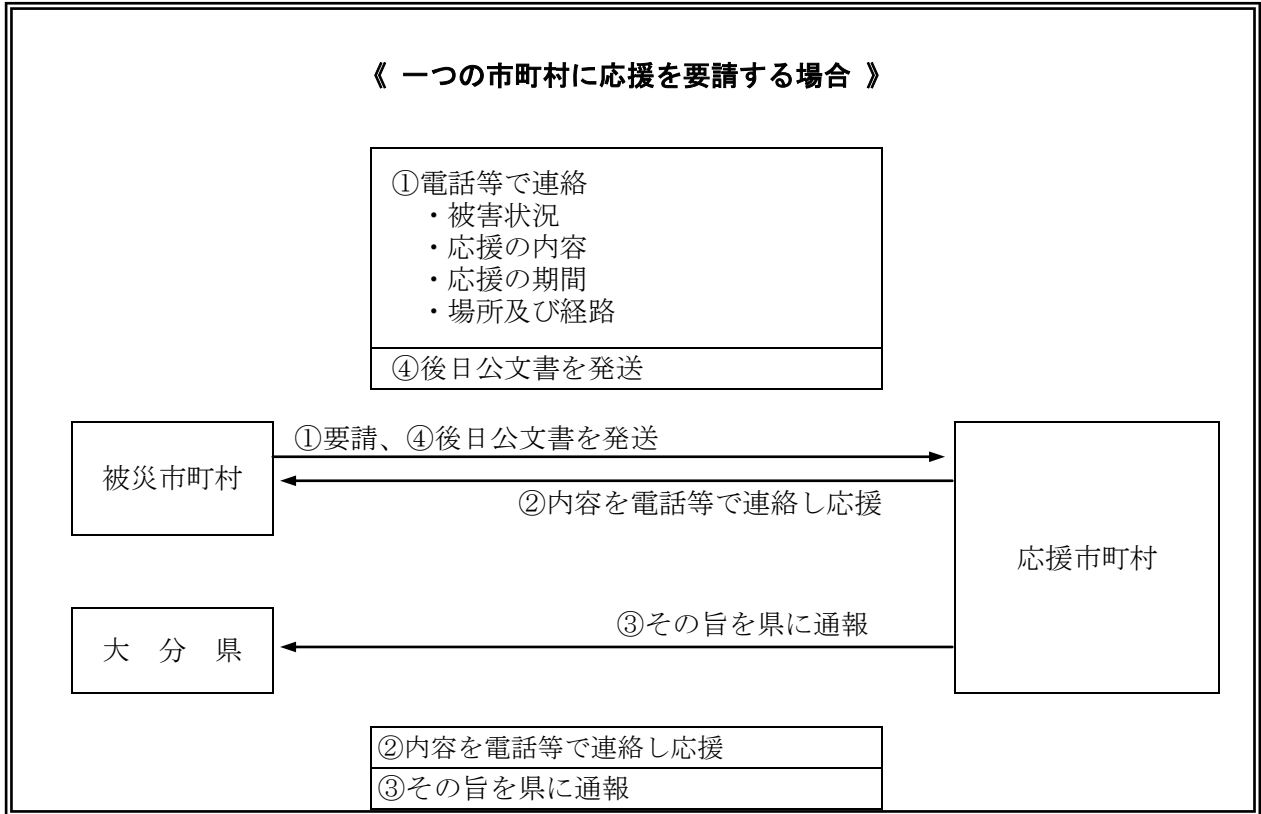
ア. 応援項目

- a. 災害応急措置に必要な職員の派遣
- b. 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- c. 避難・収容施設及び住宅の提供
- d. 医療及び防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- e. 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- f. ごみ及びし尿処理のための装備及び施設の提供
- g. 遺体の火葬のための施設の提供
- h. ボランティアの受付及び活動の調整
- i. その他応援のために必要な事項

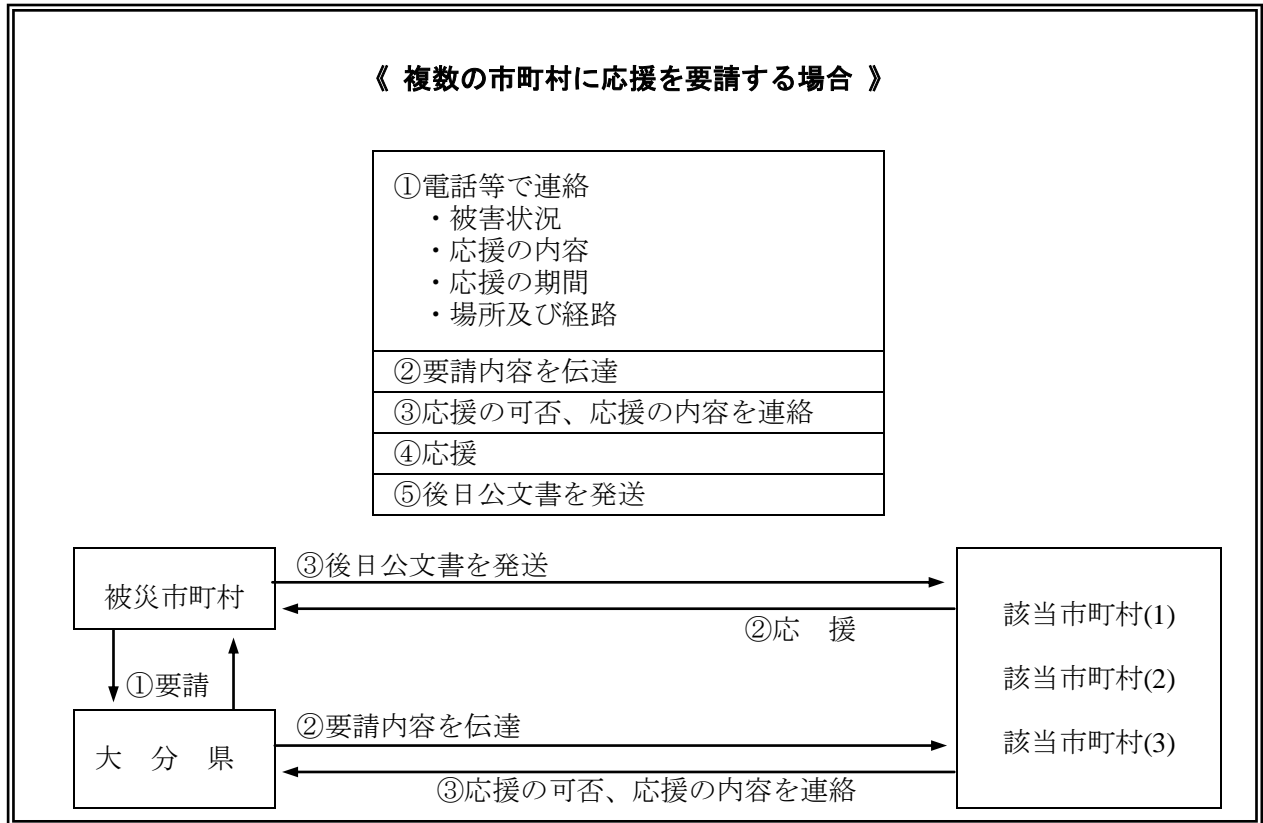
4. 応援要請の手続

a. 一つの市町村に応援を要請する場合（第4条の1）

市は、個別に他の市町村長に応援を要請しようとするときは、次の手続により、知事及び該当市町村長に対して速やかに要請を伝達する。



b.複数の市町村に同時に応援を要請するとき（第4条の2）



c.自主応援

市は、災害の実態にてらし特に緊急を要し、応援要請ができない状況にあると判断されるときは、要請を待たず知事の調整のもとに必要な応援を実施することができる。

条件

- ・災害の実態に照らし、特に緊急を要す。
- ・被災市町村が応援を要請できない状況にあると判断される。

り.応援従事者の指揮

応援に従事するものは、応援要請した市町村長の指揮のもとに行動する。

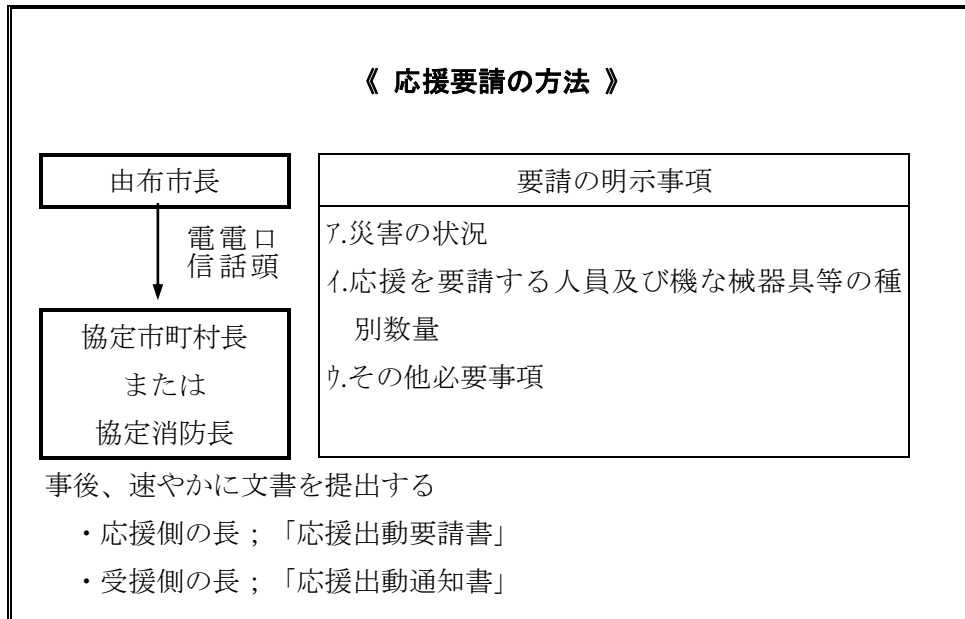
エ.応援経費の負担

応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担する。応援を受けた市町村が費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた市町村から求めがあったときは、応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁する。

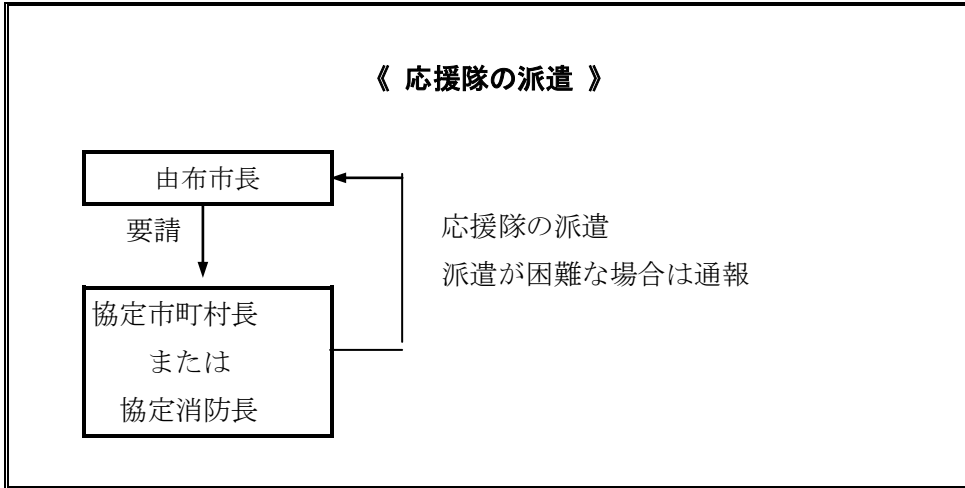
前述の規定によりがたいときは、その都度、市町村間で協議して定める。

3) 大分県常備消防相互応援協定

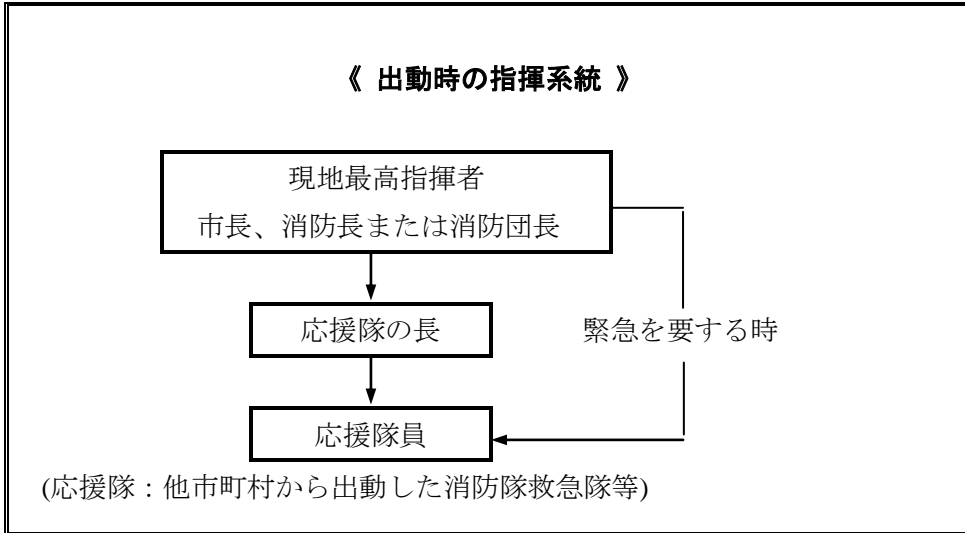
ア. 応援要請の方法



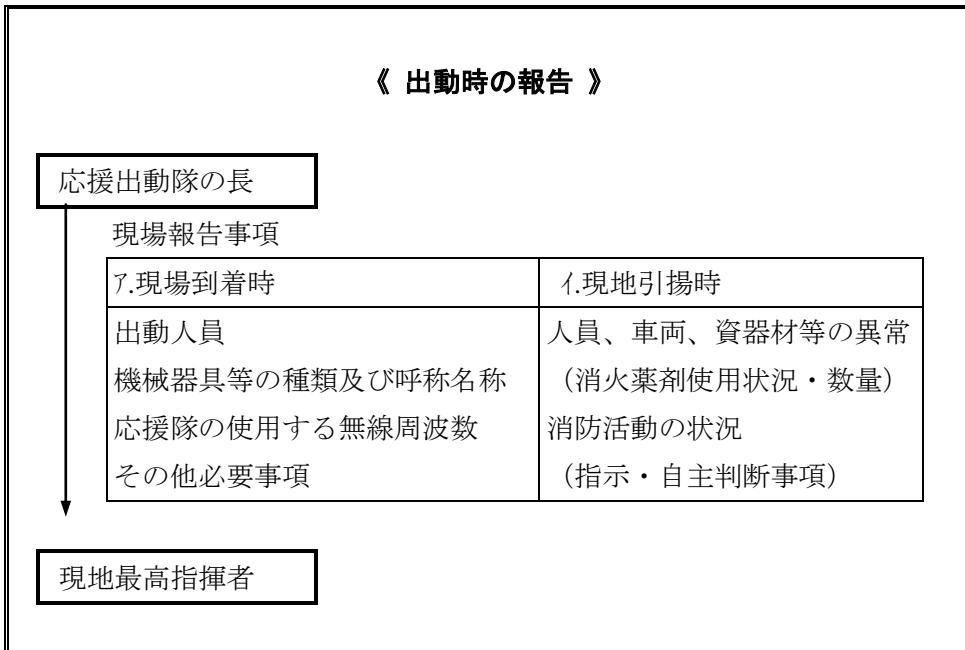
イ. 応援人員の派遣



ウ. 応援の指揮系統



エ. 報告



2. 県・他市町村に対する応援要請

1) 県への応援または応援幹旋の要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援または応援の幹旋を要請する。

2) 他市町村への応援要請

市長は、市に係わる災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他の市町長村に対し応援要請を行う必要がある。

内容及び要請先		必要事項	根拠法令
応援の要請	知事等	1) 災害の状況及び応援の内容 2) 応援を必要とする期間	災害対策基本法第68条
	他市町村長等	3) 応援を希望する人員、物資等 4) 応援を必要とする場所・活動内容 5) その他必要な事項	災害対策基本法第67条

3) 被災市町村への応援協力及び県外への応援要請

- ア.災害が発生した場合、隣接する市町へは、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。
- イ.発生した災害が、さらに拡大した場合、同一ブロック内（中部振興局の所管区域内）の市町へは、被災市町からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。
- ウ.災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、市は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

第2項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

《 計画目標 》

1. 応援要請

市長は、災害応急対策または災害復旧のための応援の必要があると認めるときは、指定地方公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、または知事に対し指定地方行政機関並びに指定公共機関の職員の派遣について幹旋を求め、災害対策の万全を期する。

また、市長は民間団体等に対しても、協力を要請する。

ア.協定等

- a.災害復旧に関する覚書（九州電力㈱ 平成18年6月23日）

2. 県及び他市町村と指定公共機関等相互との連携

- 1)指定公共機関または指定地方公共機関の業務に係る災害（交通事故等）が発生した場合、市は、自らまたは被災関係機関からの要請に基づき、すみやかに、必要な応援協力を努める。

2)前1)による援助協力の範囲は、概ね次のとおりとする。

- ア.被災者の避難保護措置
- イ.被災者に対する給食給水措置
- ウ.傷病者に対する応急的な医療救護
- エ.応急復旧用資機材の調達供給
- オ.その他被害の拡大を防止するために必要な措置

以下の事項を示して相互に協力を求める。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体	ア.応援を必要とする理由 イ.作業の内容 ウ.従事場所 エ.就労予定時間 オ.必要機関、所要人員 カ.集合場所 キ.その他参考事項	ア.り 災者に対する炊出し作業 イ.り 災者に対する救出作業 ウ.救助物資の輸送配給作業 エ.清掃防疫援助作業 オ.被害状況の通報連絡作業 カ.その他必要とする作業

●参考資料編 風応 2.7.2 「災害対策応援依頼（様式）」

第3項 応援の受け入れに関する措置

《 計画目標 》

本節の定めるところにより、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

《 基本方針 》

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を確認し、応急対策に万全を期するものとする。

なお、受入れ体制等については県防災計画書に基づいて実施する。

第1項 災害派遣要請基準

1. 派遣の要請種類

1) 派遣の要請種類

- ア.災害が発生し、知事が人命または財産の保護のために必要があると認める場合、知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ.災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ.災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合における、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

2) 派遣要請判断基準

市長は、以下の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

- ア.天災地変その他災害に際して人命または財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- イ.災害に際し、被害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

3) 自衛隊の自主派遣の判断基準

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は、次のとおりとする。

- ア.災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる。
- イ.災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる。

例えば、

- a.災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

- b.災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ.航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること
- エ.その他災害に際し、上記ア)～ウ)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められる場合。

第2項 派遣要請要領

1. 派遣要請

災害に際し、知事及び市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

- 1)市長から派遣要請の依頼を行い、知事が必要と認めた場合
- 2)防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- 3)知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合
- 4)災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、また、通信の途絶により、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知

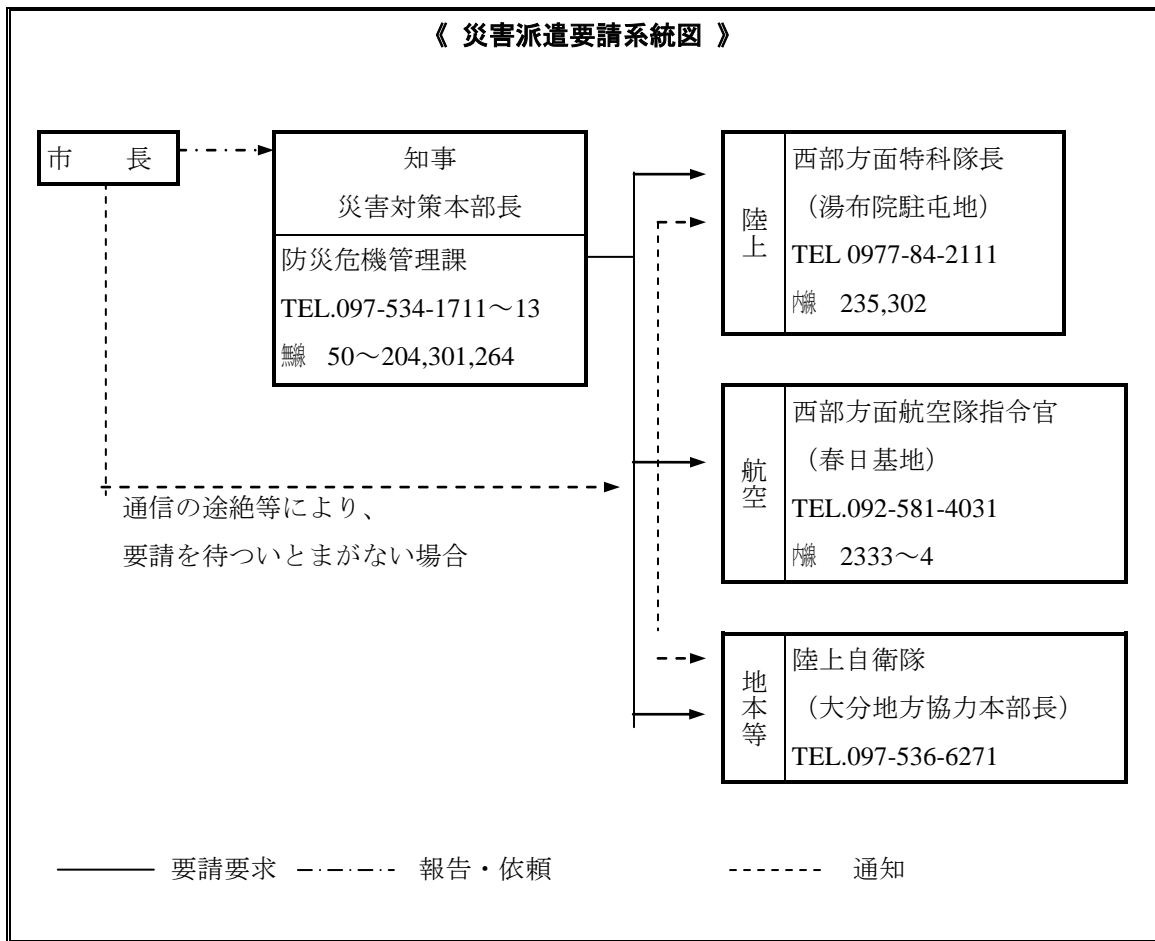
2. 派遣要請の方法

1)災害派遣の依頼

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、知事に自衛隊（陸上自衛隊西部方面特科隊長等）派遣要請の依頼を行う。原則として、文書により行うこととする。但し、文書によるいとまのないときは口頭または電話によることとし、事後速やかに文書を提出する。

なお、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができない場合は、防衛大臣または最寄りの駐とん地司令たる部隊の長にその内容を通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市長からの通知を含む。）することができる。この場合、市長は速やかに知事にその旨を通知する。

●参考資料編 風応 2.8.2 「災害派遣・知事への依頼様式」



2) 派遣要請の方法

市長は知事に対し災害派遣の申請をしようとするとき、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

但し、緊急を要する場合の申請はとりあえず電話等で行い、その後すみやかに文書を提出することができる。

ア.災害の状況及び派遣を要する理由

イ.派遣を希望する期間

ウ.派遣を希望する区域及び活動内容

エ.その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

3) 市における派遣部隊の受入体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

ア.資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材をすみやかに調達し提供する。

イ.連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

ウ. 宿舎の斡旋

派遣部隊の宿舎等の斡旋を行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

エ. 臨時ヘリポートの設定

a. 基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。その際、土地の所有者または管理者との調整を確実に実施する。

b. 着陸地点には、基準のH記号を風と並行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

c. 危険予防の措置

- ・ 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となる恐れのある範囲には立ち入らせない。

- ・ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

オ. 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況等、すみやかに情報の提供を行う。

第9節 技術者、技能者及び労働者の確保計画

《 基本方針 》

災害応急対策を実施するにあたって、市災害対策本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平素から必要な労働者を把握し、要請がありしだい、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

第1項 労働者等確保の手段

1. 労働者等確保の手段

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

1) 動員

- ア.災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ.日本赤十字社大分県支部、ボランティアの協力動員
- ウ.公共職業安定所による労働者の斡旋
- エ.関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- オ.緊急時における従事命令等による労働者等の動員

2)作業種別

下記の業務の補助者として確保を行う。

- ア.被災者の避難救助活動
 - イ.行方不明者の捜索
 - ウ.死体の処理
 - エ.救出物資の整理、輸送及び配分
 - オ.飲料水の供給
 - カ.医療及び助産
 - キ.その他

第2項 公共職業安定所等の労働者確保

災害応急対策実施のため各班で労働者を必要とするときは、労働者雇上げ依頼により“庶務班”に申し出さなければならない。庶務班長は、労働者の雇上げ依頼があったときには直ちに本部長に上申し、県職業安定所に対し同労働者雇上げを依頼する。

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介斡旋を依頼し、必要な労働者の紹介斡旋を行う。

1. 必要労働者の依頼事項

- ア.必要労働者数
- イ.男女別内訳
- ウ.作業の内容
- エ.作業実施期間
- オ.賃金の額
- カ.労働時間
- キ.作業場所の所在
- ク.残業の有無
- ケ.労働者の輸送方法
- コ.その他必要な事項

2. 雇上げの範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な作業員の範囲は、次のとおりである。

1) 被災者の避難誘導

災害のため現に被害を受け、または受ける恐れのある者を安全地帯に避難させるための誘導作業員を必要とするとき。

2) 医療及び助産における移送

ア.“救援班”では、処置できない重病患者、または医療班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者に対し、病院、診療所に運ぶための作業員を必要とするとき。

イ.“救援班”により医療、助産が行われる際の医師、助産婦、看護婦等の移動に伴う作業員を必要とするとき。

ウ.傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重傷ではあるが、以後自宅療養によっても差し支えない旨診断された患者を輸送するための作業員を必要とするとき。

3) 被災者の救出

被災者を救出及びその救出に要する機械器具、その他の機材の操作、後始末をするための作業員を必要とするとき。

4) 飲料水の供給

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する作業員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する作業員、及び飲料水を供給するための作業員を必要とするとき。

5) 救済用物資の整理、輸送及び配分

物資の整理、輸送及び配分に要する作業員を必要とするとき。

雇い上げの対象となる救済用物資の主なものは、次のとおりである。

ア.被服、寝具、その他生活必需品

イ.学用品

ウ.炊出し用の食料品、調味料、燃料

エ.医薬品、衛生材料

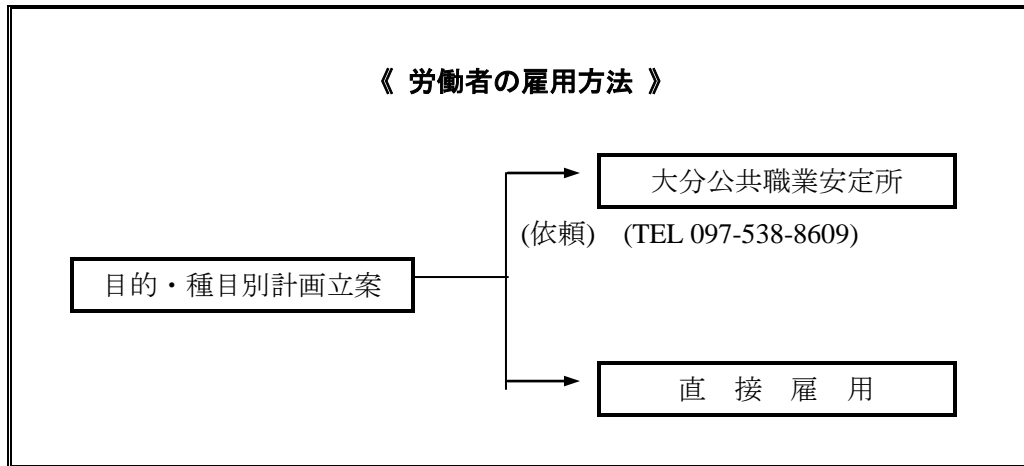
6) 遺体の捜索

遺体の捜索に必要な機械器具、その他の機材の操作及び後始末に要する作業員を必要とするとき。

7) 遺体の処理（埋葬を除く。）

遺体の洗浄、消毒等の処置をする作業員及び仮安置所まで輸送するための作業員を必要とするとき。

3. 雇用方法



4. 賃金支払の場合

1) 賃金の支払い基準（災害救助法の適用）

- ア.公共職業安定所管内における業種別標準賃金
- イ.公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ.災害救助法が適用された場合、法の規定する賃金

2) 賃金の支払方法

- ア.毎日支給
- イ.公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ.現場に近いところで労働者に直接支給

第10節 ボランティアとの連携計画

本節は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市の内外から参加するボランティア・NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

このため、県及び市においては、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、受入体制及び活動環境を整備し、相互の信頼と協力体制を構築する。

第2章 活動体制の確立に関する計画

第10節 ボランティアとの連携計画

第11節 帰宅困難者対策

2 ボランティア・NPO等の受入及び配置

イ ボランティア・NPO等の受入及び配置については、現地災害ボランティアセンターが、市と情報を共有し、連携を図りながら適切に行う。

ロ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニーズとミスマッチが起きないように留意するとともに、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等に配慮して適切に行う。

○ 専門ボランティア・NPO活動例

- ・ 医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護
- ・ 被災者の健康管理やカウンセリング
- ・ 災害応急対策物資など資財の輸送
- ・ 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定
- ・ 外国人に対する通訳
- ・ その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動

○ 一般ボランティア・NPO活動例

- ・ 炊き出し等食事の提供
- ・ 救援物資の搬入、仕分及び配布
- ・ 避難生活者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 在宅避難者への支援（高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など生活必需品の提供）
- ・ 清掃作業及び簡易な防疫作業
- ・ 危険を伴わない範囲での片付け作業
- ・ その他被災者の生活支援に関する活動

3 ボランティア・NPO等の安全確保等

現地災害ボランティアセンターは、市及び県社協災害ボランティアセンターと連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

第11節 帰宅困難者対策

市内には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のた

第2章 活動体制の確立に関する計画

第11節 帰宅困難者対策

第12節 応急対策用資機材等調達供給計画

めの支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

県、市及び防災関係機関においては、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路について必要な情報を提供するものとする。

(2) 代替交通手段の確保

県及び市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接する市町村及び交通事業者と調整を図るものとする。

第12節 応急対策用資機材等調達供給計画

《 基本方針 》

市は、災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材の調達供給を実施する。その際、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

第1項 資機材等の調達供給対策

1. 災害応急対策の遂行に必要な救済用物資及び資機材の確保状況の把握

- 1)各班は、独自の救済用物資及び資機材の調達が困難な場合、主管課にその旨を連絡する。
- 2)市は、救済用物資及び資機材の調達が困難な場合、救済用物資及び資機材の調達を県に要請する。

2. 各部課等の主管課における救済用物資及び資機材調達確保

- 1)庁内の他部課又は指定地方行政機関の有する救済用物資及び資機材の供給を求めるときは、

庶務班に調整を求める。

2)上記1)によっても救済用物資及び資機材調達確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、庶務班に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく物資等の強制調達措置を求める。

3. 庶務班における救済用物資及び資機材の調達確保

1の2)、2の1)、2)の場合、庶務班は、以下の措置をとるなどして、救済用物資及び資機材の調達確保を図る。

1)業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

市の行う物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷、又は販売等の業者に対する協力の要請事項は、次のとおりとし、文書又は関係職員を派遣して実施するものとする。

- ア.指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- イ.指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- ウ.指定する品目についての数量の確保に関する要請
- エ.指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- オ.その他必要と認める事項についての要請

2)物資等の強制調達措置

市長が関係業者に対して、物資及び資機材を保管させ、又は収容等を行う場合は、おおむね次によって実施するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

ア.強制調達の対象者

- a.物資及び資機材の生産集荷、販売等を行う者。
- b.多量の物資及び資機材を保有していると認められる者。

イ.強制調達の方法

- a.強制調達のため特に必要がある場合は、関係職員をして、当該物資及び資機材の所在する場所に立入り必要な事項を検査させるものとする。
- b.物資及び資機材の所有者（所有者の不明の場合等は占有者）及び占有者に対し、それぞれの区分により公用令書を交付するものとする。
- c.公用令書を交付したときは、別に定める強制物件台帳に必要な事項を登録するものとする。
- d.公用令書によって、物資及び資機材の引渡しを受けた時は、当該職員は、受領調書を作り、この引渡しを受けた所有者又は占有者に交付するものとする。
- e.公用令書により物資及び資機材を保管し収容等をされた者は、その処分により通常生ずべき損失についての補償を請求するものとする。

4. 物資等の調達供給順序

救済用物資及び資機材は、市内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては市外業者等から調達供給するものとする。なお、市外業者等から調達供給する場合は、当該地の市町村長又は県に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第13節 交通確保計画

《 基本方針 》

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察、道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行うものとする。

第1項 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期把握に努める。

1)パトロール時の留意点

- ア.のり面の土砂や樹木の崩落状況
- イ.側溝等の流水状況
- ウ.橋梁の被害の状況
- エ.道路占有物(併せて水道・電力施設等)の被害状況
- オ.応急復旧に必要な資機材の判断情報

2. 交通規制の実施

1)規制の種別

ア.危険箇所における規制

県、市または警察は、道路の破損、決壊、その他の状況により、通行禁止または制限の必要があると認めるときは、禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置をとる。

ア.緊急輸送の措置

災害時において、緊急輸送を実施しようとする場合は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両種別、発着地、経路、事由を県または公安委員会に連絡する。

2)実施機関

以下の実施機関と連携して必要な措置をとる。

《 交通規制実施機関 》

実施責任者		範 囲	根拠法
道 路 管 理 者	市 長 国土交通大臣 県 知 事 西日本高速道路(株)	1.道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められた場合 2.道路についての工事のため、やむをえないと認める場合	道路法第46条
	警 公安委員会	災害応急対策に従事する者、災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要があると認められる場合	災害対策基本法第76条
	公安委員会 警察署長 区間または期間の短いもの	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合	道路交通法第4条及び第5条
察	警 察 官	道路の損壊、火災の発生、その他事情により道路において交通の危険が生ずる恐れがある場合	道路交通法第6条

3) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施し、警察署にその旨を通報する。

交通規制を行う状況	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容・措置	区間を定めて道路の通行の禁止、又は制限 通行禁止・制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置必要な場合は、道路標識にまわり道を明記
根拠法令	道路法第46条

3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。

1)交通の確保対策

ア.障害物の除去

イ.被災箇所の応急復旧

ウ.迂回路の確保

4. 災害応急対策のための交通規制

1) 緊急通行車両以外の交通規制

公安委員会では、本県またはこれに隣接しもしくは近接する県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、次に掲げる路線の交差点から道路の区間（災害が発生し、または発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域または道路の区間）を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、または制限する。

《 由布市の該当路線 》

路線	交差点	警察署	規制内容
国道 210号	水分峠 医大挟間入口	大分南	・緊急通行車両以外の通行禁止・制限 ・一般車両の迂回、誘導
その他警察署が必要と認める路線・交差点			

(県地域防災計画書)

第14節 緊急輸送計画

《 基本方針 》

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実するものとする。

第1項 輸送対象の想定

1. 緊急輸送の範囲

市、防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

《 緊急輸送の範囲 》

- 1) 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
- 2) 医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
- 3) 医薬品、医療用資機材
- 4) 災害対策要員
- 5) 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
- 6) 応急復旧用資機材
- 7) 交通の途を失った被災者・避難者

2. 緊急輸送の手段

緊急輸送は、車両輸送を原則とするが、交通状況や必要性に応じて次の手段を用いる。

《 緊急輸送の手段 》	
ア.	自動車輸送
イ.	鉄道輸送（JR線）
ウ.	航空機輸送（ヘリコプター）

《 輸送力の確保要領 》

種 別	確保時の状況	依頼先等	
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	庶務班が配車指示
	営業車他	公用車のみでは不足する場合	大分陸運支局
鉄 道	JR九州	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道(株)
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	知事または自衛隊

3. 自動車輸送の確保

1) 市有車両等の確保

- ア.車両等の掌握は、“総務部輸送班”において行う。
- イ.各班は、車両等を必要とするときは、“総務部輸送班”に配車を要請する。
- ウ.“総務部輸送班”は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

2) 市有以外の車両等の確保

- ア.各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、“総務部輸送班”に車両等の確保を要請する。
- イ.“総務部輸送班”は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
 - a.公共団体に属する車両等
 - b.営業用の車両等
 - c.自家用の車両等

3) 車両等の確保の協力要請

市内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上、他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は、周辺の市町または県に協力を要請して車両の確保を図る。

4. 鉄道輸送

道路等の被害により車両による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

1) 輸送の実施

ア. 要請事項

市長は、事項を明示して要請する。

- a. 輸送を必要とする人員
- b. 輸送を必要とする区間
- c. 輸送の予定日時
- d. その他必要な事項

5. 航空機運輸

1) 航空機輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、県または自衛隊の協力を要請する。

2) 航空機輸送の要請等

航空機輸送の要請及び要請後の措置等については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

3) ヘリポートの整備

空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着または飛行機から物資投下が可能な場所の選定、整備に努め、被災地における空中輸送の円滑を図る。

第2項 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、知事または公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により、緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行うものとしている。

1. 緊急輸送路の指定及び緊急輸送基地の設定

1) 幹線路線

大分自動車道（福岡県境～佐伯市）

2) 代替路線（幹線道路が被災し通行不能となる場合、これに代わる道路）

国道210号（福岡県境～大分市）

3) 緊急輸送基地等の設定

県本部総合調整室では、次の市に緊急輸送基地を設置する。緊急輸送基地は、物資、資機材の集積所及び輸送連絡所とし当該市町または県が輸送関係機関等の要請に基づき、または特に必要があると認める場合に設置する。

設置場所	主要輸送地域	主要輸送区分	担当及び協力
大分市	県内一円	大分駅 大分港 国道 10号 国道210号 国道422号 大分自動車道	大分市 大分県
別府市	由布市	大分自動車道	別府市 大分県（東部振興局）

4) 緊急輸送の調整

大規模な災害における救済用資機材の緊急輸送は、概ね次の例により誘導指示を実施するものとし、誘導支持を受けた他の防災機関は、これに協力する。

7. 市内における輸送経路、輸送場所及び配送配分については警察官及び市が行う。
4. 県内市町村間または県外からの輸送系路、輸送場所または転送については警察本部、警察署及び県（総合調整室）が行う。

2. 申請手続

救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県または公安委員会の下記担当部局に提出する。

県	防災危機管理課
公安委員会	県警察本部、大分南警察署

3. 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であることを認定したときは、知事及び公安委員会は、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

●参考資料編 風応 2.14.2 「緊急通行車両の証明証書等」

4. 緊急通行車両の確認措置

県は、交通規制がなされた場合の緊急通行車両の確認を次のとおり実施する。

- 1) 緊急通行車両の確認は、次の部局において実施する。
 7. 知事-----生活環境部防災危機管理課
 4. 公安委員会-----県警察本部、警察署、交通検問所

- 2)緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。
- 3)確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする（自己保有、他者保有を問わない。）

第3項 緊急通行車両の事前届出

災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関からあらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理する。（公安委員会に限る。）

1. 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の掲げるいずれにも該当する車両とする。

災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。

- ア.警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- イ.消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ.被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- エ.災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ.施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ.清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- キ.犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク.緊急輸送の確保に関する事項
- ケ.その他、災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

2. 事前届出の申請

1)申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

2)申請先

大分南警察署とする。

3. 申請書類

緊急通行車両事前届出書（●参考資料編 風応 2.14.2）2通に次の書類を添付の上申請する。

- 1)申請者が緊急通行車両として使用することを疎明*3する書類 1通
- 2)自動車検査証の写し 1通

*3①釈明

②当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること。

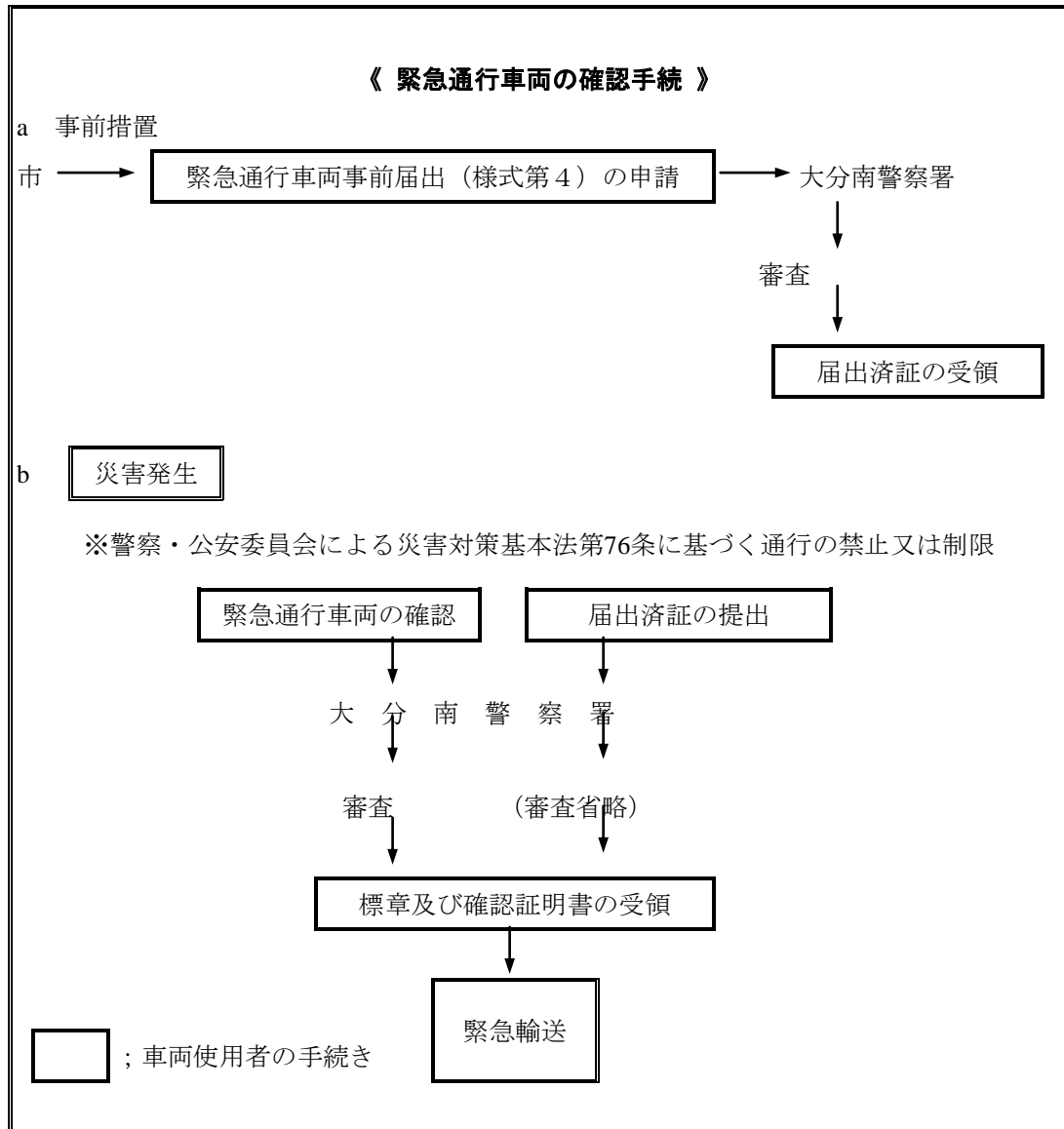
または、これに基づき裁判官が一応推測を得た状態。

4. 災害発生時の事前届出車両の措置

事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた場合は、確認に係る審査を省略し、別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書の交付を受けることができる。

1) 緊急輸送車両の取扱

ア. 緊急輸送車両確認申請の手続き



イ. 災害時における交通の禁止及び制限

災害対策基本法第76条 県公安委員会は、当該県またはこれに隣接する県の地域に係る災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、当該緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、または制限することができる。

第4項 緊急輸送等に係る措置

1. 市

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

なお、市が、運用及び調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

1) 要請内容

- ア.輸送区間及び借上期間
- イ.輸送人員または輸送量
- ウ.車両等の種類及び台数
- エ.集合場所及び日時
- オ.その他必要な事項

第15節 災害広報計画

《 基本方針 》

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般市民に広報を行い、速やかな復旧を図るものとする。

第1項 広報体制の整備

1. 運用体制の整備

市は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区（各災害危険地区）
- 2) 地区住民（災害弱者）の把握
- 3) 広報・公聴担当者の習熟
- 4) 広報文案の作成
- 5) 広報優先順位の検討
- 6) 伝達ルートが多ルート化

2. 広報手段

市は、広報車等により、市民に対する災害広報を実施する。

3. 市民等からの問い合わせに対する対応

大規模災害の発生等により、市民からの問い合わせや相談等に対応するため、庁舎内に“災

害対策本部”の主導で各課より編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることとする。

- 1)行方不明の受付
- 2)り災証明
- 3)税の減免
- 4)仮設住宅への入居申請
- 5)住宅応急修理の相談
- 6)医療相談
- 7)生活相談等
- 8)災害によって生じる法律相談

第2項 広報要領

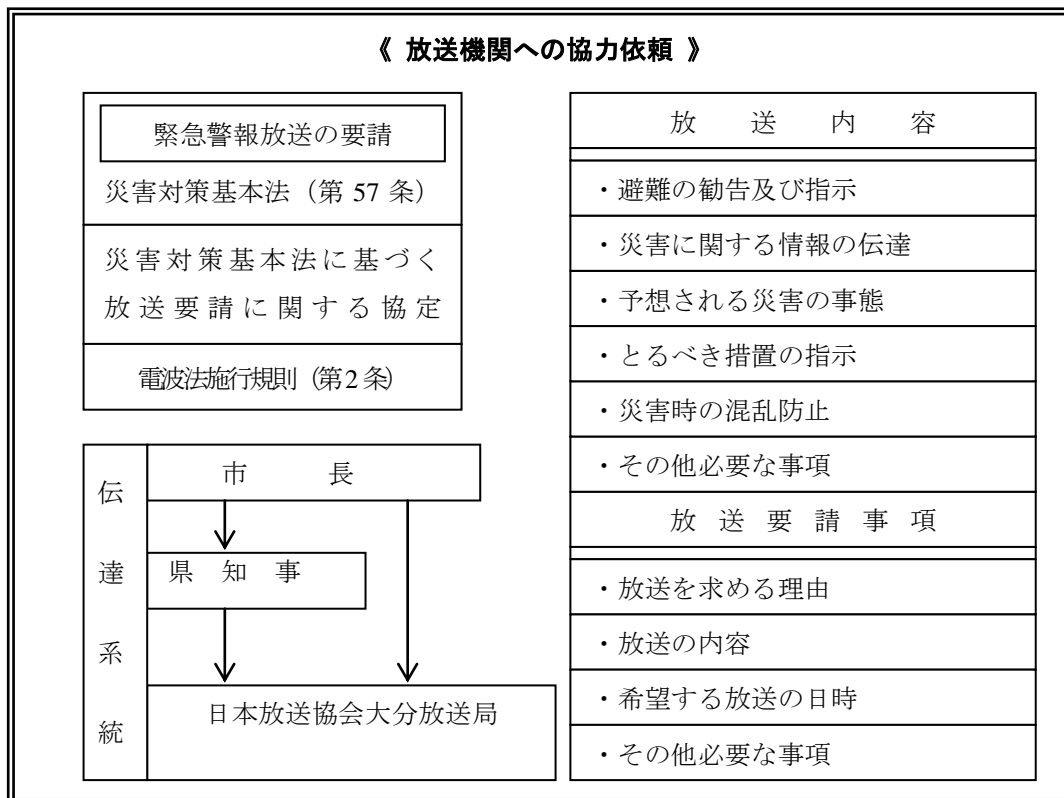
災害広報は、報道機関に対するものと、市民に対するものとに分けられる。

1. 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

1) 放送機関に対する放送要請計画

災害対策基本法第57条に基づき、知事と各放送局との定めた手続きにより放送を求める。

本部長は、放送を必要とするときは県に放送の依頼を行う。



●参考資料編 風応 2.15.2 「放送要請様式」

2) 報道機関に対する災害情報の発表項目

報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

- ア.災害の種別
- イ.発生日時及び場所
- ウ.被害の状況
- エ.応急対策実施状況
- オ.市民に対する避難勧告・指示の状況
- カ.一般市民及び被災者に対する協力・注意事項

3) 要請手続

ア.要請方法

原則として県を窓口とする。但し、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請もできる。

2. 市民に対する広報要領等

1) 広報要領

災害対策本部設置・閉鎖（ 年 月 日時分）

- ア.余震、二次災害危険の見通し
- イ.ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- ウ.電話混雑解消への協力
- エ.生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路等）の被害と復旧の見込み
- オ.給食、食料品、生活必需品の確保状況

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくのが望ましい。

2) 広報内容

市は、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに市民への広報を行う。

- ア.災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること
- イ.災害情報
- ウ.被害状況
- エ.本市の防災体制
- オ.停電状況
- カ.断水状況
- キ.交通機関の運行状況
- ク.避難勧告・指示等に関すること
- ケ.災害応急対策実施の状況
- コ.安否情報
- サ.避難所の開設に関すること
- シ.応急仮設住宅の供与に関すること
- ス.炊き出し

- セ.食料・飲料水の配給
- ソ.被服、寝具の給与または貸与に関する事
- タ.災害応急復旧の見通しに関する事
- チ.その他

3) 広報を行う上での情報

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1.情報の出所 2.情報発表の日時 3.情報の内容 4.市民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1.情報の出所 2.情報発生の日時場所 3.被害の対策、範囲、程度 4.被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1.情報の出所 2.避難措置の実施者 3.避難した地域、世帯、人員 4.避難先、避難日時 5.理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1.情報の出所 2.出動機関または出動要請者 3.出動日時、出動対象、目的 4.出動人員、指揮者、携行機械器具 5.経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1.情報の出所 2.応急対策実施日時、場所 3.応急対策の内容 4.実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1.情報の出所 2.措置の実施者 3.措置の内容、対象、実施時間 4.実施理由、経過、効果	同上
分団等の災害関連情報	1.情報の出所 2.日時、場所 3.内容、経過 4.連絡先	同上

第3項 広報の実施方法

1) 災害広報伝達経路及び方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

ア.通信による広報

イ.報道機関による広域広報

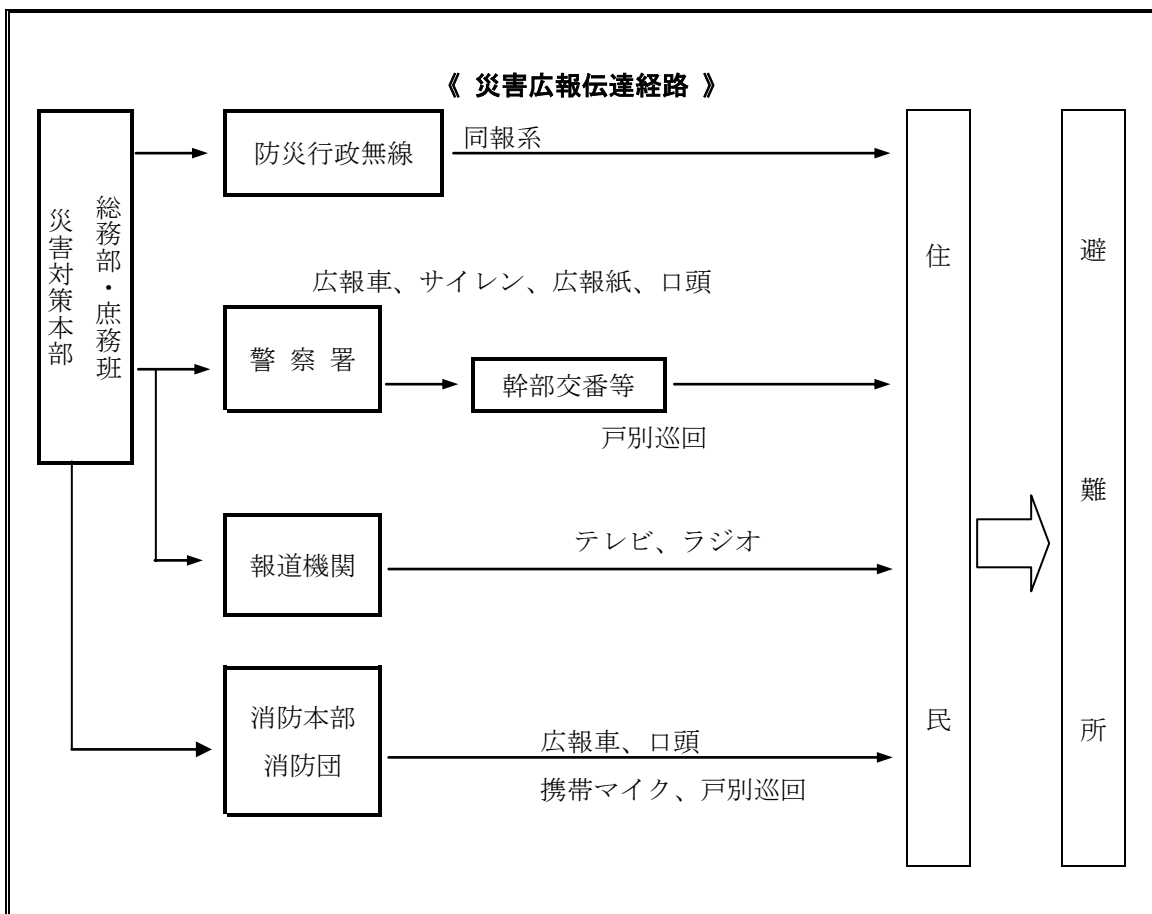
ウ.広報車等による現場広報

エ.公民館等における広報

オ.避難所・避難地等における派遣広報

カ.広報紙の掲示・配布、インターネットによる広報（市ホームページ）等による広報

キ.サイレンによる広報



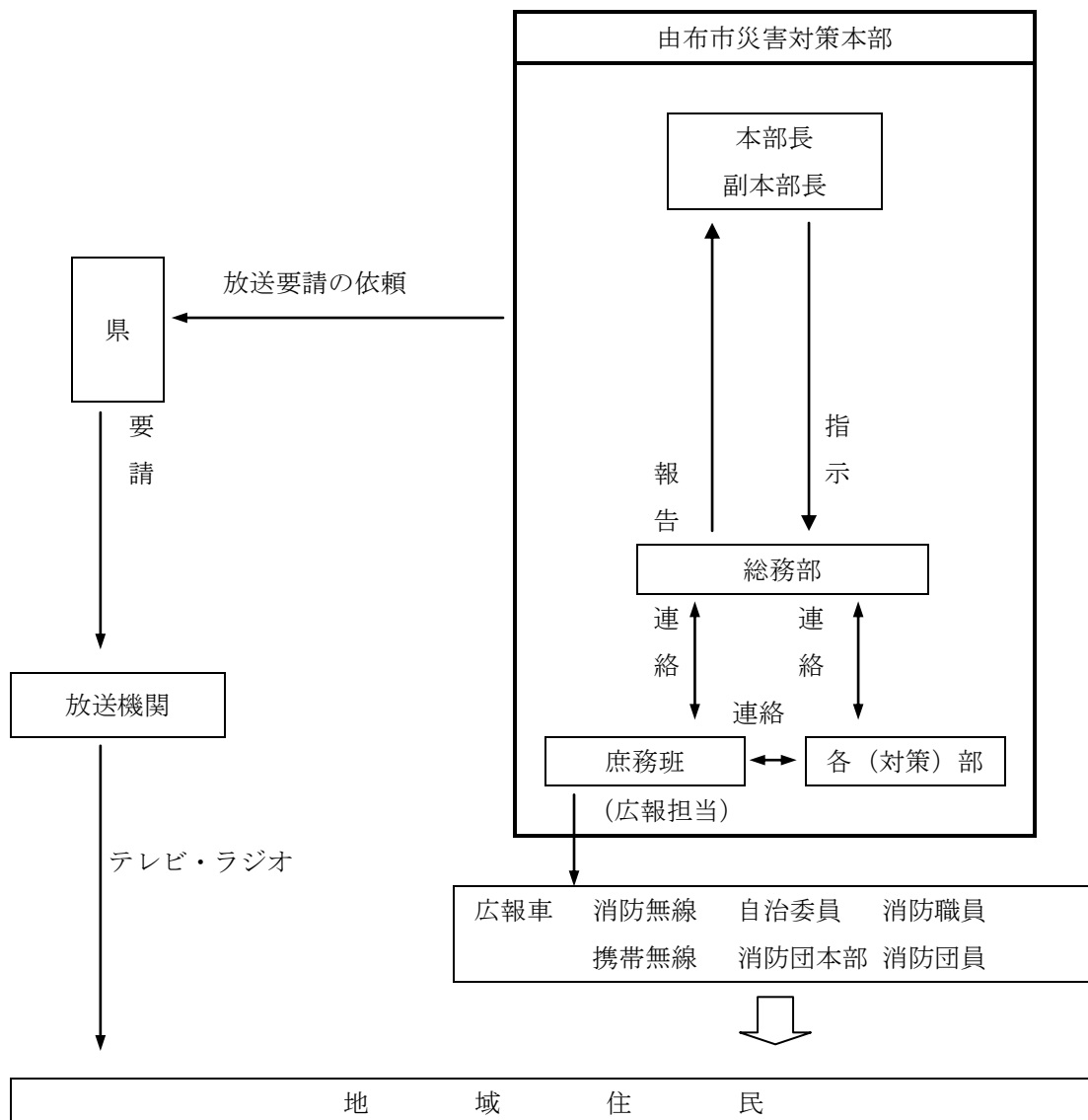
2) 災害時要援護者に対する広報

災害発生時の災害時要援護者に対する広報は、おおむね次の方法により実施する。

ア.在宅高齢者、障がい者については、ホームヘルパーや児童民生委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる者を通じて行う。

イ.旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

3) 市民に対する広報（災害広報体制）系統図



※ 災害情報

- 防災情報
 - 災害応急対策情報
 - 災害の情報
- 避難勧告、避難指示等の情報
 - 避難所の開設状況等
 - 給水、給食情報
 - 道路情報
 - その他

第3章 生命・財産への被害を 最小限とするための活動計画

- 第1節 風水害に関する情報の住民への伝達等に関する計画
- 第2節 火災に関する情報収集・伝達計画
- 第3節 水防計画
- 第4節 避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画
- 第5節 救出救助計画
- 第6節 医療救護計画
- 第7節 消防活動計画
- 第8節 土砂災害応急対策計画
- 第9節 二次災害の防止活動計画
- 第10節 障害物除去計画